

福山市立大学

2025年度自己点検評価結果

（評価期間 2023年度～2025年度）

2026 年 3 月

目次

実施要領	3
1 基本項目に関する自己点検評価	6
(1) 理念・目的に関すること	6
(2) 教育研究組織に関すること	10
(3) 教員・教育組織に関すること	16
(4) 教育内容・方法・成果に関すること	19
(5) 学生の受入れに関すること	25
(6) 学生支援に関すること	30
(7) 教育研究環境に関すること	32
(8) 社会連携・社会貢献に関すること	36
(9) 管理運営・財務に関すること	40
2 重点的取組テーマに関する自己点検評価	44
教育研究の水準の向上に関するテーマ	44
No. 1 大学院の定員充足に向けた取組について	46
No. 2 現行のシラバスの活用と学生の学修の状況について	49
No. 3 学修者本位の成績評価基準の設定について	51
No. 4 「卒業又は修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー, DP）」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー, CP）」の一貫性の検証と、各授業科目との対応関係について	52
No. 5 学長をトップとする内部質保証体制の充実について	54
No. 6 ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）の全学的な点検・見直し体制の整備について	57
No. 7 学習成果の把握・可視化に向けた全学としての取組の充実について	59
No. 8 研究成果・研究知見を地域社会に還元する取組	61
No. 9 連携協定校との教育・研究の推進に関する取組	63
特色ある教育研究の進展に関するテーマ	65
No. 1 競争的外部資金獲得に向けた取組	67

（別紙）自己点検評価に関する共通基礎データ

実施要領

■趣旨

福山市立大学学則（令和 3 年大学規則第 1 号）第 2 条第 2 項及び福山市立大学大学院学則（令和 3 年大学規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定において、福山市立大学（以下「本学」という。）は、その教育研究水準の向上を図るとともに、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが定められている。

本要領は、福山市立大学自己点検評価規程（平成 23 年大学規程第 72 号）第 6 条の規定に基づき、実施要領を定めるものである。

○福山市立大学自己点検評価規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、福山市立大学学則（令和 3 年大学規則第 1 号）第 2 条第 2 項及び福山市立大学大学院学則（令和 3 年大学規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、福山市立大学（以下「本学」という。）が自ら行う点検評価及びその実施体制等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検評価 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定により、本学が自ら行う点検評価をいう。
- (2) 認証評価 法第 109 条第 2 項の規定により、認証評価機関が行う評価をいう。

（実施体制）

第 3 条 自己点検評価及び認証評価（以下「自己点検評価等」という。）に係る企画、立案及び実施は、福山市立大学自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

（自己点検評価の基本項目）

第 4 条 自己点検評価の基本項目（以下「基本項目」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理念・目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員・教育組織
- (4) 教育内容・方法・成果
- (5) 学生の受入れ
- (6) 学生支援
- (7) 教育研究環境
- (8) 社会連携・社会貢献
- (9) 管理運営・財務
- (10) 内部質保証

2 前項各号のほか、必要な場合は、基本項目を追加することができるものとする。

（評価基準等の設定）

第 5 条 委員会は、前条に規定する基本項目の具体的な自己点検評価の基準（以下「評価基準」という。）を、別に定めるものとする。

2 委員会は、教育研究環境及び社会状況の変化に応じ、評価基準及び評価基準ごとの観点・指標について、継続して見直しを図るものとする。

（自己点検評価の実施）

第 6 条 自己点検評価は、原則として 1 年間を単位として、毎年度実施するものとする。

2 委員会は、自己点検評価の実施に当たり、基本項目のうち、当該年度に実施する事項を選定し、実施要領を定めるものとする。

（認証評価のための自己点検評価の実施）

第 7 条 認証評価は、7 年以内ごとに受けるものとする。

2 認証評価のための自己点検評価は、委員会が本学全体について実施するものとする。

（自己点検評価の結果及び公表）

第 8 条 自己点検評価委員会は、毎年度の自己点検評価の結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、自己点検評価の結果を公立大学法人福山市立大学定款（以下「定款」という。）第 17 条第 1 項に規定する経営審議会及び定款第 21 条第 1 項に規定する教育研究審議会に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告の上、原則として 3 年に一度公表するものとする。

（自己点検評価等の結果に基づく改善）

第 9 条 学長は、自己点検評価等の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、関係部局等に改善策の策定を指示するものとする。

2 関係部局等は、前項の規定による指示を受けたときは、改善策を策定し、学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の規定による報告に基づき、改善に取り組むものとする。

（理事会への報告）

第 10 条 学長は、自己点検評価等の結果を、改善策への取組状況とともに理事会に報告するものとする。

（補則）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、自己点検評価等の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

■自己点検評価の流れ

福山市立大学自己点検評価規程（平成 23 年大学規程第 72 号）に基づき、以下のとおり実施する。

（１）「基本項目に関する自己点検評価」の作成

福山市立大学自己点検評価規程第 4 条に規定する自己点検評価の基本項目のうち、次に掲げる項目については、別紙「自己点検評価に関する共通基礎データ」を踏まえて、法令適合性の観点から点検評価を実施する。

（基本項目）

- (1) 理念・目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員・教育組織
- (4) 教育内容・方法・成果
- (5) 学生の受入れ
- (6) 学生支援
- (7) 教育研究環境
- (8) 社会連携・社会貢献
- (9) 管理運営・財務

※(9)については、大学 HP に公表する財務情報(https://www.fcu.ac.jp/info/houjin/post_183.html)も併せて確認する。

（２）「重点的取組テーマに関する自己点検評価」の作成

福山市立大学自己点検評価規程第 4 条に規定する自己点検評価の基本項目のうち、「(10) 内部質保証」については、認証評価の指摘事項や日頃の活動等で明らかとなった課題の中から、自己点検評価を実施する項目として「重点的取組テーマ」を定める。

当該テーマについては、その性質より「教育研究の水準の向上に関するテーマ」と「特色ある教育研究の進展に関するテーマ」に分類し、現状を把握・分析した上で、次の視点で点検評価を実施する。（重点的取組テーマの点検評価取組の流れは、フロー図に示す。）

（1）教育研究の水準の向上に関するテーマ

水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資しているかの観点から評価します。

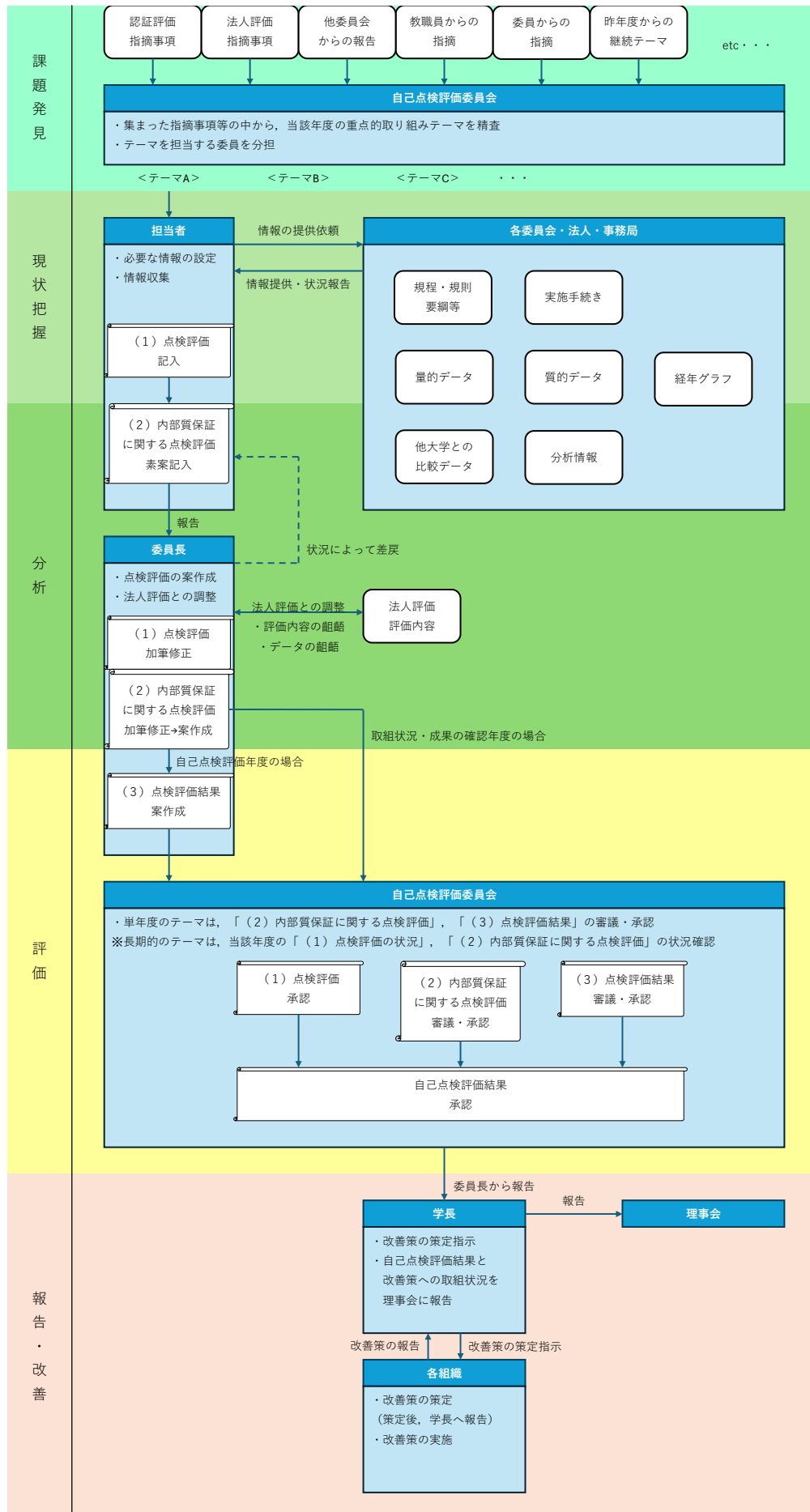
評価にあたっては、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していることを確認します。

（2）特色ある教育研究の進展に関するテーマ

特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資しているかの観点から評価します。

評価にあたっては、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していることを確認します。

(重点的取組テーマのフロー図)



1 基本項目に関する自己点検評価

(1) 理念・目的に関すること

(1) 点検評価結果

自己評価	関連法令等に適合している。
優れた点	本学は、持続可能な社会の発展と地域貢献を使命とし、教育研究の質向上と理念の実現に適切に取り組んでおり、特に地域の文化と社会の発展への寄与を重視している。
改善を要する点	情報工学部の設置準備を契機に本学の理念・目的を継承・発展させる。
改善に向けた今後の進め方	2027年度の情報工学部設置に向けた準備については、新学部設置準備委員会において検討している。

(2) 点検評価の概要

第1 理念の妥当性

1 大学の使命（目的）

福山市立大学は、大学全体として以下の目的（使命）を掲げている。

- ・学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、幅広い教養と深い専門的素養及び豊かな人間性を涵養すること。
- ・持続可能な社会の発展を担うことのできる人材を育成すること。
- ・教育研究の成果を広く社会に還元することにより、地域の文化と社会の発展に寄与すること。

この使命は、「人材育成」「地域貢献」「学術研究」という公立大学としての一般的な役割を具体的に示している。特に、「持続可能な社会の発展」と「地域の文化と社会の発展」への寄与を重視している点が特徴的である。

2 学部・大学院の教育研究の目的（理念）と一貫性

福山市立大学の学部及び大学院に定められた教育研究上の目的は、上記の大学全体の使命と明確な一貫性を持っており、理念として妥当であると判断できる。

(1) 都市経営学部・研究科における一貫性

都市経営学部及び都市経営学研究科の目的は、大学全体の使命である「持続可能な社会の発展」と「地域の発展に寄与する」という点を直接的に実現するための理念となっている。

ア 都市経営学部都市経営学科

・教育研究上の目的（理念）

環境や都市の計画・デザイン、経済・経営、共生・開発についての複合的な知識を備え、持続可能な都市社会の構築に向けた企業の活性化や地域社会の再生に創造的に寄与していける人材を育成する。

・大学の使命との対応

大学の使命である「持続可能な社会の発展を担う人材の育成」及び「地域の文化と社会の発展に寄与すること」と、目的に掲げられた「持続可能な都市社会の構築」と「地域社会の再生」は直接的に一貫している。

イ 都市経営学研究科

・教育研究上の目的（理念）

都市社会の課題についての多面的で複合的な知識と素養を備え、持続可能な地域社会の発展に向けて、高度専門職業人として企業の活性化や地域の再生を創造的に担うことができる人材の育成を目的とする。

・大学の使命との対応

大学院の目的である「地域に根ざした高度な研究を行い、その成果を還元することにより、地域社会の発展に寄与すること」を、より高度な専門知識を持つ人材育成を通して実現しようとするものであり、一貫している。

(2) 教育学部・研究科における一貫性

教育学部及び教育学研究科の目的も、大学の使命である「豊かな人間性の涵養」と「地域の発展」という点と深く関連している。

ア 教育学部児童教育学科

・教育研究上の目的（理念）

幅広い教養と豊かな人間性を備え、子どもの発達・成長を総合的に捉え、一人ひとりの子どもを尊重した指導・支援ができる実践的指導力をもった教育者・保育者を育成する。

・大学の使命との対応

大学が目指す「豊かな人間性の涵養」の達成に貢献する人材（教育者・保育者）を育成するものであり、また、「地域の未来を担う子ども」の育成を通して間接的に「地域の発展に寄与」する役割を果たしている。

イ 教育学研究科

・教育研究上の目的（理念）

子どもの成長と発達についての高度な専門的知識や探究力、教育・保育活動の高い実践力を備え、高度専門職業人として教育・保育の現場で指導的な役割を担うことができる教育者・保育者の育成を目的とする。

- ・大学の使命との対応

修士課程が目的とする「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養う」こと、及び地域社会を支える高度な専門職業人（指導的教育者・保育者）の育成を通じて地域社会の発展に寄与するという点で、大学院全体の使命と一貫している。

3 結論

福山市立大学の教育研究の理念（学部・学科・研究科の目的）は、大学全体が掲げる「持続可能な社会の発展を担う人材の育成」と「地域の文化と社会の発展への寄与」という使命に完全に合致しており、その具体的な実現を専門分野に落とし込む形で設定されているため、理念として極めて妥当であると言える。

また、大学院学則には、大学院がその目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する旨が規定されており、理念の妥当性と達成努力を確認する体制が整えられている。

第2 目的の妥当性

1 大学及び大学院の目的の構成と法令との整合性

福山市立大学の目的は、「学術研究」、「人材育成」、「地域社会への貢献」の三つの柱で構成されており、これらは日本の高等教育機関が果たすべき基本的な役割を網羅的に満たしている。

(1) 学術研究と人材育成の目的

- ・大学（学部）の目的

福山市立大学は、「学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、幅広い教養と深い専門的素養及び豊かな人間性を涵養し、もって持続可能な社会の発展を担うことのできる人材を育成する」ことを目的としている。これは、学校教育法が大学の目的として定める、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」に合致している。

また、教育基本法が教育の目標として掲げる「幅広い知識と教養を身に付け」「豊かな情操と道徳心を培う」ことや、「創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」こと、「人格の完成を目指す」といった普遍的な目標の達成を目指すものであり、妥当な理念であると評価できる。

- ・大学院（修士課程）の目的

大学院は、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養う」ことを目的としている。

これは、学校教育法が大学院の目的として定める、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」を直接的に反映したものであり、その使命として妥当である。

(2) 地域社会への貢献の目的

大学は、「教育研究の成果を広く社会に還元することにより、地域の文化と社会の発展に寄与すること」を目的としている。これは、公立大学としての責務であると同時に、学校教育法が大学の目的として「その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と定めていることとも合致する。

2 学部・研究科の個別目的の妥当性

各学部・研究科が持つ個別目的は、大学全体の使命を専門分野に落とし込む形で設定されており、専門性及び地域貢献の両面で一貫性と妥当性がある。

- ・都市経営学部/研究科

「持続可能な都市社会の構築」や「地域社会の再生」に寄与する人材を育成することを目的としており、これは大学全体が掲げる「持続可能な社会の発展を担う人材育成」や「地域の発展に寄与する」という使命に強く結びついている。

- ・教育学部/研究科

子どもの発達・成長を総合的に捉え、「実践的指導力をもった教育者・保育者を育成する」ことを目的としており、これは教育基本法が重視する「豊かな人間性」の育成と、「家庭教育」や「幼児期の教育」の振興（国及び地方公共団体が努めるべきこととされる）に貢献するものであり、公立の高等教育機関として地域の教育水準の維持向上を担う上で妥当である。

3 目的達成のための体制の妥当性

福山市立大学は、その目的及び社会的使命を達成するために、「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを定めており、理念の実現に向けた自己検証の体制を整備している。これは、学校教育法が大学に求める自己点検・評価の実施と教育研究水準の向上に努める姿勢と合致しており、目的設定の妥当性を裏打ちするものである。

4 結論

福山市立大学が掲げる目的は、公立の大学及び大学院として、教育基本法や学校教育法が定める高等教育機関の使命と整合しており、妥当であると判断される。

第3 名称の妥当性

1 大学名称「福山市立大学」の妥当性

「福山市立大学」という名称は、地方公共団体が設置する公立大学であることを明確に示している。大学は、教育研究の成果を広く社会に還元することにより、「地域の文化と社会の発展に寄与すること」を目的としており、その名称は地域名（福山市）と設置主体（公立）を冠することで、地域社会への貢献という公立大学の使命と直接的に結びついており、適切な名称である。

2 学部・学科名称の妥当性

学部・学科の名称は、それぞれの人材養成の目的と明確に一貫しているため、妥当である。 (1) 教育学部 児童教育学科 ・教育研究上の目的 幅広い教養と豊かな人間性を備え、地域の未来を担う子どもの乳児期から児童期までの発達・成長を総合的に捉え、一人ひとりの子どもを尊重した指導・支援ができる実践的指導力をもった教育者・保育者を育成することである。 ・名称の妥当性 「教育学部 児童教育学科」は、「教育者・保育者」の育成という目的に対し、「教育学」及び「児童教育」という専門分野を直接示している。この学科の卒業生には学士（教育学）の学位が授与される。教育分野の中でも特に児童（乳児期から児童期）に特化していることが名称から明確であり、その目的にふさわしい。 (2) 都市経営学部 都市経営学科 ・教育研究上の目的 環境、都市の計画やデザイン、都市の経済や経営に関する複合的な知識と素養を備え、持続可能な都市社会の構築に向けた企業の活性化や地域社会の再生に創造的に寄与できる人材の育成を目的としている。 ・名称の妥当性 「都市経営学部 都市経営学科」は、「都市の経営」という名称が、「都市の計画やデザイン」「都市の経済や経営」といった複合的な知識をもって「持続可能な都市社会の構築」を図るという目的に完全に合致している。卒業生には学士（都市経営学）の学位が授与される。これは、都市に関する専門的・応用的な能力を展開させるという大学の目的を、地域社会（都市）の発展に結びつける具体的な専門分野名として妥当である。 3 大学院研究科・専攻名称の妥当性 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うことを目的としており、その研究科・専攻名称もこの目的に対応している。 (1) 教育学研究科 児童教育学専攻 ・教育研究上の目的 乳幼児期から児童期にわたる子どもの成長と発達に関する高度な専門的知識や高い実践力を備え、高度専門職業人として教育・保育の現場で指導的な役割を担うことができる教育者・保育者の育成を目的としている。 ・名称の妥当性 「教育学研究科 児童教育学専攻」は、高度な専門職（教育者・保育者）の育成という目的に対し、その基盤となる「教育学」と専門分野である「児童教育学」を明確に示している。修了者には修士（児童教育学）の学位が授与され、名称は教育研究の内容と一貫している。 (2) 都市経営学研究科 都市経営学専攻 ・教育研究上の目的 都市社会の課題についての多面的で複合的な知識と素養を備え、持続可能な地域社会の発展に向けて、高度専門職業人として企業の活性化や地域の再生を創造的に担うことができる人材の育成を目的としている。 ・名称の妥当性 「都市経営学研究科 都市経営学専攻」は、「都市経営学」という名称が、地域の再生や企業の活性化といった具体的な課題解決に寄与する高度専門能力の育成という目的に直接対応しており、学術分野名として適当である。修了者には修士（都市経営学）の学位が授与される。 4 結論 福山市立大学の大学名称、学部・学科名称及び研究科・専攻名称は、いずれもそれぞれの教育研究上の目的及び公立大学としての地域社会への貢献という使命と深く関連しており、専門分野の性質を的確に表しているため、妥当である。	
---	--

（３）関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料
教育基本法第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 ２ 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	福山市立大学学則
学校教育法第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	福山市立大学学則
大学設置基準第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	福山市立大学に置く学部・学科における人材養成等の目的に関する規程
大学設置基準第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわし	福山市立大学学則 福山市立大学に置く学部・学科における人材養成等の目的に関する規程

いものとする。	
学校教育法第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	福山市立大学大学院学則
大学院設置基準第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	福山市立大学大学院学則
大学院設置基準第二十二條の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	福山市立大学大学院学則
学校教育法施行規則第百六十五條の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。 - 一 卒業又は修了の認定に関する方針 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 - 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。 3 大学設置基準第十九条第四項、専門職大学設置基準第九条第五項、大学院設置基準第十一条第三項又は専門職大学院設置基準第六条第四項の規定により大学の学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該学部又は学科若しくは課程及び当該研究科又は専攻を一つの単位として、第一項各号に掲げる方針を定めることができる。	学部・研究科の3つのポリシー 福山市立大学に置く学部・学科における人材養成等の目的に関する規程

(2) 教育研究組織に関すること

(1) 点検評価結果

自己評価	関連法令等に適合している。
優れた点	—
改善を要する点	学部及び研究科の教育研究上の目的に関して、本学の使命や目的を具現化したものとなっているが、更なる進展のため、社会情勢や地域社会のニーズを踏まえて不断に点検評価することが望ましい。 2022 年度に受審した大学機関別認証評価において「大学院課程における収容定員の未充足について、定員充足に向けた継続的な取組みが求められる。」と改善を要する点として指摘を受け、志願者増に向けた取組を推進しているが、定員充足に至っていない。今後も引き続き定員充足について改善していく必要がある。また、研究生を含む留学生に対してより丁寧な支援ができるように、サポート体制を充実させる必要がある。
改善に向けた今後の進め方	学部及び研究科の教育研究上の目的に関しては、各教授会において点検評価している。また、2027 年度の情報工学部設置に向けた準備については、新学部設置準備委員会において検討している。 大学院課程の収容定員充足については、志願者増に向けた取組の推進とともに、大学院での学びの充実に取り組み、継続的な志願者・合格者の確保に取り組む必要があると認識している。

(2) 点検評価の概要

第1 教育研究組織及び教員・教育組織の概要

本学では、円滑な教育研究活動等の運営のため、教育研究組織及び教員・教育組織を一致させている。そのため、本項目では「(3) 教員・教育組織に関すること」を含めて点検評価した。

第2 大学の教育研究組織及び教員・教育組織

1 大学の目的

本学の目的は、学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、幅広い教養と深い専門的素養及び豊かな人間性を涵養し、もって持続可能な社会の発展を担うことができる人材を育成するとともに、教育研究の成果を広く社会に還元することにより、地域の文化と社会の発展に寄与することである。

2 大学の学部構成

本学は、教育学部児童教育学科及び都市経営学部都市経営学科の2学部2学科で構成されている。その大学及び学部・学科の名称、学部・学科の構成は、本学の使命や目的に鑑みて適当である。

3 各学部の教育研究上の目的

教育学部児童教育学科の教育研究上の目的は、幅広い教養と豊かな人間性を備え、地域の未来を担う子どもの乳児期から児童期までの発達・成長を総合的に捉え、一人ひとりの子どもを尊重した指導・支援ができる実践的指導力をもった教育者・保育者を育成することである。

都市経営学部都市経営学科の教育研究上の目的は、環境についての幅広い知識と素養とともに、都市の計画やデザイン、都市の経済や経営、都市における共生や開発についての複合的な知識と素養を備え、持続可能な都市社会の構築に向けた企業の活性化や地域社会の再生に創造的に寄与することができる人材を育成することである。

以上のように、各学部の教育研究上の目的は本学の使命や目的を具現化したものとなっており適切である。

4 各学部の収容定員

表1は各学部の入学定員及び収容定員、表2は過去3年間の在籍者数を示す。いずれの年度においても定員充足率は約1.08倍であり、収容定員の1.0～1.1倍の範囲となっている。在籍者数から見て毎年度適切な教育環境を維持できている。

表1 各学部の入学定員及び収容定員(単位:人)

学部・学科	入学定員	収容定員
教育学部児童教育学科	100	400
都市経営学部都市経営学科	150	600
合計	250	1,000

表2 各学部の在籍者数(単位:人)

学部・学科	2023 年度	2024 年度	2025 年度
教育学部児童教育学科	416	422	419
都市経営学部都市経営学科	657	658	661
合計	1,073	1,080	1,080

※各年度5月1日現在

5 教授会

学則第 14 条に従い、両学部で学部長を議長とする教授会を設置し、毎月の定例会と随時の臨時会において教育研究に関する重要事項について審議している。

また、両学部で運営委員会を設置し、教授会に付議する事項その他学部の運営に関する重要事項等を協議している。

学部で副学部長 2 人を置き、学部長を補佐する体制をとっている。また、教育学部では、教員を教育学・保育学分野、心理学・発達臨床分野、特別支援教育・児童福祉分野及び教育・保育内容研究分野の 4 分野に、都市経営学部では、教員を計画・デザイン領域、経済・経営領域及び共生・開発領域の 3 分野にそれぞれ編成し、各分野で分野代表と副代表を置き、分野代表が分野会議を主宰している。

6 教員組織

本学では、年度当初に策定される教員配置計画に基づき、学長が学部長及び研究科長に教員の採用及び昇任への取組を指示し教員組織を編成している。

教員は学部で所属しており、学士課程における教育研究指導等を担っている。

学部においては、表 3 のとおり、大学設置基準、教職課程認定基準及び指定保育士養成施設指定基準に照らして必要な専任教員を確保している。

表 3 福山市立大学の教員配置状況（単位：人）

・2023 年 5 月 1 日

学部・学科	教授	准教授	講師	助教	合計
教育学部児童教育学科	14	10	4	0	28
都市経営学部都市経営学科	14	8	3	1	26
合計	28	18	7	1	54

・2024 年 5 月 1 日

学部・学科	教授	准教授	講師	助教	合計
教育学部児童教育学科	12	12	3	0	27
都市経営学部都市経営学科	14	9	2	2	27
合計	26	21	5	2	54

・2025 年 5 月 1 日

学部・学科	教授	准教授	講師	助教	合計
教育学部児童教育学科	13	11	3	0	27
都市経営学部都市経営学科	11	13	0	2	26
新学部設置準備室	1	0	0	0	1
合計	25	24	3	2	54

専任教員は、2023 年 5 月 1 日現在、教育学部で 28 人、都市経営学部で 26 人配置している。2024 年 5 月 1 日現在、教育学部で 27 人、都市経営学部で 27 人配置している。2025 年 5 月 1 日現在、教育学部で 27 人、都市経営学部で 26 人、新学部設置準備室で 1 人配置している。

7 教員の選考・年齢構成等

2023 年度まで、教員の選考等は、公立大学法人福山市立大学職員の採用及び昇任に関する規程及び両学部で定める教員選考規程等により定めている。採用候補者の選考については、原則公募制としており、両学部長は、教員配置計画に基づき、学長の承認を得て公募を実施している。昇任については、学長と協議し、学長の承認を得て審査を発議することとしている。両学部とも、採用及び昇任の選考は、案件ごとに編成する教員選考委員会において審議し、その経過及び結果を教授会に報告し、教授会で採用及び昇任候補者を決定して学長に申し出ることとしている。学長は、候補者の選考を行い、選考結果を教育研究審議会に報告し、その報告に基づき、理事会の議を経て理事長が採用及び昇任を決定している。

2024 年度から、全学的な観点を有する教員人事委員会が設置され、教員の選考等は、新しく改正された公立大学法人福山市立大学職員の採用及び昇任に関する規程により定めている。教員の採用は、教員配置計画に基づき、学長が選考手続きを開始し、教員の昇任は、学部長による申請に基づき、教員人事委員会の議を経て学長が昇任手続きを開始することとしている。採用及び昇任の選考は、案件ごとに教員人事委員会により編成される選考部会（①委員の過半数を当該学部の教員の中から選出することにより教員選考に必要な専門性を担保する。②委員の過半数を教員人事委員会からの指名とすることにより全学的な観点を有する）において審議し、その経過及び結果を教員人事委員会に報告し、教員人事委員会で採用及び昇任候補者を決定して学長に申し出ることとしている。学長は、候補者の選考を行い、選考結果を教育研究審議会に報告し、その報告に基づき、理事会の議を経て理事長が採用及び昇任を決定している。

一方、非常勤講師の選考は、2023 年度以前の制度により実施されている。

教員の年齢構成は、2023 年 5 月 1 日現在、30 歳から 44 歳までが 16 人（29.6%）、45 歳から 54 歳までが 21 人（38.9%）、55 歳以上が 17 人（31.5%）を占めている。2024 年 5 月 1 日現在、30 歳から 44 歳までが 16 人（29.6%）、45 歳から 54 歳までが 17 人（31.5%）、55 歳以上が 21 人（38.9%）を占めている。2025 年 5 月 1 日現在、30 歳から 44 歳までが 15 人（27.8%）、45 歳から 54 歳までが 17 人（31.5%）、55 歳以上が 22 人（40.7%）を占めており、おおむねバランスよく分布している。なお、本学は一の校地において教育を行っている。

8 授業科目の担当

2025 年 5 月 1 日現在、教養教育は、両学部の教育課程に共通教育科目として位置づけ、教養科目、リテラシー科目、人

間力科目の3区分の計70科目で構成している。科目担当が可能な専任教員と非常勤講師で分担若しくは専任教員のみで担当しており、そのうち専任教員のみで担当している共通教育科目は43科目である。

学部の専門教育科目については、教育学部では、学部基礎科目5科目中5科目、基幹科目3科目中2科目に専任の教授又は准教授を配置し、都市経営学部では学部基礎科目7科目中7科目と基幹科目12科目中11科目に専任の教授又は准教授を配置している。両学部合わせて主要科目27科目中25科目に専任の教授又は准教授を配置している。それ以外の2科目は非常勤講師が担当しており、各領域の専任の教授又は准教授と連携して授業実施にあたっている。

第3 大学院の教育研究組織及び教員・教育組織

1 大学院の目的

本学大学院の目的は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うとともに、地域に根ざした高度な研究を行いその成果を還元することにより、地域社会の発展に寄与することである。また、本学大学院の課程は修士課程とする。修士課程の目的は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等で活用できる高度な能力を養うことである。

2 大学院の研究科構成

本学大学院は、教育学研究科児童教育学専攻及び都市経営学研究科都市経営学専攻の2研究科2専攻で構成されている。その大学院及び研究科・専攻の名称、研究科・専攻の構成は、本学の使命や本学大学院の目的に鑑みて適当である。

3 各研究科の教育研究上の目的

教育学研究科の教育研究上の目的は、乳幼児期から児童期にわたる子どもの成長と発達についての高度な専門的知識や探究力、教育・保育活動についての高い実践力を備え、高度専門職業人として教育・保育の現場で指導的な役割を担うことができる教育者・保育者の育成である。

都市経営学研究科の教育研究上の目的は、都市社会の課題についての多面的で複合的な知識と素養を備え、持続可能な地域社会の発展に向けて、高度専門職業人として企業の活性化や地域の再生を創造的に担うことができる人材の育成である。

以上のように、各研究科の教育研究上の目的は本学の使命や本学大学院の目的を高いレベルで具現化したものとなっており適切である。

4 各研究科の収容定員

表4は各研究科の入学定員及び収容定員、表4は過去3年間の在籍者数を示す。いずれの年度においても定員充足率は3割前後であり、定員充足に至っていない。

定員未充足は大学院開設以来続いている。その改善に向けて、両研究科において広報活動を展開し、在学生や社会人に向けた説明会を繰り返し開催している。教育学研究科では児童教育学シンポジウム等を定期的に開き、大学院生と在学生の研究交流を推進している他、2025年度から「先取履修制度」「現職保育者及び教員等1年制プログラム」を導入し、大学院へ進学しやすい環境を整備している。都市経営学研究科では、働きながら学ぶ社会人学生に対して開講日時を変更する等の柔軟な授業運営を行っている他、外国籍学生や社会人など、多様な背景をもつ人々が入学しやすいように2026年度より秋季入学制度を開始する。

表4 各研究科の入学定員及び収容定員(単位:人)

研究科・専攻	入学定員	収容定員
教育学研究科児童教育学専攻	8	16
都市経営学研究科都市経営学専攻	8	16
合計	16	32

表5 各研究科の在籍者数(単位:人)

研究科・専攻	2023年度	2024年度	2025年度
教育学研究科児童教育学専攻	9	7	6
都市経営学研究科都市経営学専攻	2	1	2
合計	11	8	8

※各年度5月1日現在

5 研究科教授会

大学院学則第8条に従い、両研究科に研究科長(学部長が兼務)を議長とする教授会を設置し、毎月の定例会と随時の臨時会において教育研究に関する重要事項について審議している。

また、両研究科には運営委員会を設置し、教授会に付議する事項その他研究科の運営に関する重要事項等を協議している。

教育学研究科では、研究科長のもと、教員を教育学・保育学分野、心理学分野、教育実践学分野及び特別支援教育学分野の4分野に編成の上、各分野に分野主任を置き、分野主任が分野会議を主宰している。この他、教務・学生担当教員を置いて、教務・学生関係の事項についての連絡・調整を図る体制をとっている。

都市経営学研究科では、研究科長のもと、教員を計画・環境系、経済・社会系の2系列に編成の上、各系列に系列主任と系列副主任を置き、系列主任が系列会議を主宰して運営にあたっている。この他、教務・学生担当教員、広報担当教員を置いて、教務・学生及び広報関係の事項についての連絡・調整を図る体制をとっている。

6 教員の選考・年齢構成等

本学大学院において授業及び研究指導を担当する教員は、大学院学則第 6 条の定めのとおり、福山市立大学の学部の教授、准教授、講師又は助教をもって充て、教員の選考、年齢構成については、第 1「7 教員の選考・年齢構成等」で言及したとおりである。

大学院に配置する教員数については、次の表のとおり、大学院設置基準に照らして必要な教員数を確保している。

表 6 福山市立大学大学院の研究指導教員及び研究指導補助教員配置状況（単位：人）

・2023 年 5 月 1 日

研究科・専攻	研究指導教員	研究指導補助教員	合計
教育学研究科児童教育学専攻	15	11	26
都市経営学研究科都市経営学専攻	9	9	18
合計	24	20	44

・2024 年 5 月 1 日

研究科・専攻	研究指導教員	研究指導補助教員	合計
教育学研究科児童教育学専攻	15	11	26
都市経営学研究科都市経営学専攻	11	5	16
合計	26	16	42

・2025 年 5 月 1 日

研究科・専攻	研究指導教員	研究指導補助教員	合計
教育学研究科児童教育学専攻	19	8	27
都市経営学研究科都市経営学専攻	10	10	20
合計	29	18	47

7 教員の資格

大学院の担当審査については、教育学研究科では、審査に関する申し合わせを制定し、学部教員としての審査と併せて大学院担当の適格性を審査している。

都市経営学研究科では、研究指導教員審査規程及び審査に関する申し合わせを定め、学部教員としての審査とは別に研究指導担当の適格性を審査するとともに、5 年ごとに再審査することとしている。これらの審査においては、教育研究活動の実績に基づいて指導能力を評価している。

8 授業科目の担当

2025 年 5 月 1 日現在、大学院の科目（特別研究を除く。）の担当状況については、教育学研究科では、専任の教授又は准教授が担当する科目数は 33 科目中 28 科目で、都市経営学研究科では 33 科目中 30 科目となっている。両研究科合わせて、66 科目中 58 科目を専任の教授又は准教授が担当している。それ以外の 8 科目は専任の講師又は助教、非常勤講師が担当しており、各分野の専任の教授又は准教授と連携して授業実施にあたっている。

（3）関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料
大学設置基準第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	福山市立大学学則 第 3 条（学部、学科、収容定員等）
大学設置基準第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	福山市立大学学則 第 3 条（学部、学科、収容定員等）
大学設置基準第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	（該当しない）
大学設置基準第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るた	福山市立大学学則 第 4 条（附属施設） 第 5 条（事務組織） 第 6 条（職員） 第 7 条（学部長等） 第 8 条（附属施設の長） 第 9 条（事務局の長） 第 10 条（各種委員会等） 第 14 条（教授会） 公立大学法人福山市立大学組織規程 第 5 条（法人に置く委員会等） 第 6 条（大学に置く委員会等）

め、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	第9条（事務局） 福山市立大学に置く学部・学科における人材養成等の目的に関する規程
大学院設置基準第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	福山市立大学大学院学則 第3条（課程）
大学院設置基準第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	福山市立大学大学院学則 第3条（課程） 第4条（研究科、専攻、収容定員等） 第11条（修業年限）
大学院設置基準第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。	（該当しない）
大学院設置基準第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	福山市立大学大学院学則 第3条（課程） 第4条（研究科、専攻、収容定員等）
大学院設置基準第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上	福山市立大学大学院学則 第3条（課程） 第4条（研究科、専攻、収容定員等）

適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	
大学院設置基準第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	福山市立大学大学院学則 第6条（教員） 第7条（研究科長） 公立大学法人福山市立大学組織規程 第5条（法人に置く委員会等） 第6条（大学に置く委員会等） 第9条（事務局）

(3) 教員・教育組織に関すること

(1) 点検評価結果

自己評価	関連法令等に適合している。
優れた点	2024年度から、全学的な教員人事委員会と専門性と全学的な観点とを併せ持つ選考部会を新設し、教員の選考は、新しい取り組みにより実施されるようになっている。
改善を要する点	—
改善に向けた今後の進め方	—

(2) 点検評価の概要

第1 教育研究組織及び教員・教育組織の概要 本学では、円滑な教育研究活動等の運営のため、教育研究組織及び教員・教育組織を一致させている。そのため、本項目は「(2) 教育研究組織に関すること」において点検評価した。
--

(3) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料
学校教育法第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	福山市立大学学則 第14条（教授会） 福山市立大学大学院学則 第8条（研究科教授会） 福山市立大学教育学部教授会規程 福山市立大学都市経営学部教授会規程 福山市立大学大学院教育学研究科教授会規程 福山市立大学大学院都市経営学研究科教授会規程
大学設置基準第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること	福山市立大学学則 第4条（附属施設） 第5条（事務組織） 第6条（職員） 第7条（学部長等） 第8条（附属施設の長） 公立大学法人福山市立大学職員の採用及び昇任に関する規程 福山市立大学教員人事委員会規程 教育学部専任教員採用選考規程 教育学部専任教員昇任選考規程 都市経営学部教員選考委員会規程（2024年3月31日以前は当該規程により教員選考を行った。） 自己点検評価に関する共通基礎データ
大学設置基準第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部	シラバス

の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部 の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要 授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるも のとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、な るべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の 教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。） に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができ ると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に 基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。	
大学設置基準第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部 の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあ つては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして 同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得ら れる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規 定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、 第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第 二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数 以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照 すること	自己点検評価に関する共通基礎データ
※ 大学設置基準第七条（教育研究実施組織等）、第八条（授業科目の担 当）及び第十条（基幹教員数）については、以下の省令により従前の 例によることができる。 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年九月三十日文科科学 省令第三十四号） 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対 する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によるこ とができる。 一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三 項並びに同令中教員に関する規定 （以下省略）	※大学設置基準第十条（基幹教員数）については、 従前の例によるものとし、資料は次のとおり。 公立大学法人福山市立大学職員就業規則 公立大学法人福山市立大学職員兼業規程
大学院設置基準第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の 規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務 職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運 営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携 体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとし る。 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究 所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じな い場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学 の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る ため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう 配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それ ぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。な お、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、 原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものと する。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	福山市立大学学則 第4条（附属施設） 第5条（事務組織） 第6条（職員） 第8条（附属施設の長） 福山市立大学大学院学則 第6条（教員） 第7条（研究科長） 自己点検評価に関する共通基礎データ

※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること	
大学院設置基準第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。 ※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること	福山市立大学学則 第4条（附属施設） 第5条（事務組織） 第6条（職員） 第8条（附属施設の長） 福山市立大学大学院学則 第6条（教員） 第7条（研究科長） 自己点検評価に関する共通基礎データ 教育学研究科専任教員審査規程（2025年3月31日廃止） 教育学研究科専任教員審査規程運用に関する申合せ（2025年3月31日廃止） 都市経営学研究科研究指導教員審査規程（2025年3月31日廃止） 都市経営学研究科研究指導教員審査に関する申合せ（2025年3月30日廃止） 都市経営学研究科研究指導教員審査に関する申合せ（業績の判断基準について）（2025年3月30日廃止） 「都市経営学研究科研究指導教員審査に関する申合せ」に定める基準の適用に関する内規（2025年3月30日廃止）
大学院設置基準第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。 ※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること	福山市立大学大学院学則 第3条（課程） 第4条（研究科、専攻、収容定員等） 自己点検評価に関する共通基礎データ

(4) 教育内容・方法・成果に関すること

(1) 点検評価結果

自己評価	関連法令等に適合している。
優れた点	—
改善を要する点	—
改善に向けた今後の進め方	—

(2) 点検評価の概要

第1 大学の教育課程

本学の教育課程については、各学部での議論を経て教育研究審議会で承認する仕組みとしている。具体的な教育内容の充実、全学教務委員会、共通教育委員会及び教授会で議論している。

1 教育課程の編成・授業等

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、教育課程を編成し、授業等を実施している。

学則別表に定める両学部の教育課程は、共通教育科目と、学部ごとの専門教育科目の2区分で構成している。共通教育科目は、教養科目、リテラシー科目、人間力科目の3区分で構成している。

教育学部の専門教育科目は、学部基礎科目、基幹科目、展開科目、発展科目の他に、実習科目、演習、卒業研究の7区分で構成している。2019年4月入学者から、文部科学省における教育職員免許法及び施行規則の改正に基づく新教職課程、並びに厚生労働省における児童福祉法施行規則の改正に基づく保育士養成課程が適用されたため、適切に教育課程の見直しを行っている。

都市経営学部の専門教育科目は、学部基礎科目、基幹科目、展開科目の他に、実践科目、専門演習、卒業研究の6区分で構成している。なお、資格取得のニーズに配慮して、二級建築士等の受験資格取得に必要な科目を自由科目（卒業単位には含めない科目）として開設している。

2 効率的な学びへの取組

開学時より4学期制を採用しており、学年暦において、第1・2学期及び第3・4学期のそれぞれに18週、計36週の授業期間を確保している。授業は週2コマを原則とし、8週16コマのうち、15コマは授業に、最後の1コマは定期試験にあててを原則としている。

1単位につき45時間の学修が必要なことを「履修の手引」に記載して学生に周知するとともに、履修オリエンテーションでも説明して授業外での自学自習を促している。

全授業科目について、ウェブサイト上で検索可能な電子シラバスを整備している。

3 成績評価基準・卒業認定要件

学則第32条第1項に単位の授与を、第2項に成績の5段階評価について定めている。履修規程に成績評価の基準を定め、単位の認定に関する内規で、出席時間数の最低限を定めている。これらの成績評価基準は「履修の手引」及びウェブサイトに掲載している。授業科目ごとの成績評価基準は、シラバスの「学修成果の評価基準」欄に記載し、授業担当教員が初回の授業において学生に周知の上、これに従って成績評価を行っている。成績評価規程でGPA制度を定め実施している。

なお、2023～2025年度の学部学生の成績評価分布は、秀23.7～25.9%、優37.5～38.6%、良20.2～22.0%、可9.4～10.5%、不可5.8～6.3%となっており、安定した成績分布となっている。また、成績の異議申し立ての仕組みも設けている。

卒業要件は学則第41条に定められ、4年以上在学し、所定の教育課程を修了した者（両学部とも124単位）としている。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を設け、学部の教授会の意見を聴いて学長が認定している。

第2 大学院の教育課程

本学の教育課程については、各研究科でとりまとめ、教育研究審議会で承認されており、具体的な教育内容の充実については各研究科教務会で議論し、課程の編成を行っている。

1 教育課程の編成・授業等

大学院教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って教育課程を編成し、授業等を実施している。

大学院学則別表に定める教育学研究科の教育課程は、基礎科目、基幹科目、応用科目、特別研究の4区分で編成している。都市経営学研究科の教育課程は、基礎科目、専門科目、事例研究科目、特別研究の4区分で編成している。学際的な学びを広げつつ、教育学研究科では教育学・保育学分野、心理学分野、教育実践学分野、特別支援教育学分野の4つの分野から、都市経営学研究科では計画・環境系と経済・社会系の2つの系から専門性を選び履修を深めることとしている。

両研究科とも実践者として力量を高めるため、演習科目において、教育学研究科では文献調査、フィールド調査、プレゼンテーション、グループ討議等を組み込んで授業を実施している。都市経営学研究科ではフィールド調査や、グループ討議等を組み込んで授業を実施する他、事例研究として実験的プロジェクトの実施や住民を交えたワークショップを組み込んだ授業を実施している。

2 効率的な学びへの取組

学生の研究指導は、学生それぞれに対して、入学者選抜時に提出される研究計画書を元に、教授会において、主指導教員1人と副指導教員（教育学研究科は1人、都市経営学研究科は2人）を決め、複数教員での研究指導体制を構築してい

る。研究スケジュールを定め、構想段階、中間段階等に発表会を行っている。全教員が参加し、学際的な議論の場となっている。

教育学研究科児童教育学専攻では、現職の学校教員・保育士等を、大学院設置基準第14条の特例適用対象者として受け入れ、1年目はもっぱら大学院に通学し、2年目は学校・保育所等に勤務しながら研究指導を受けることとしている。過去3年間では、2023年度2人、2024年度1人の現職学生の受け入れはあったが、2025年度の現職学生の受け入れはない。

3 成績評価基準・修了認定基準

大学院学則に成績評価基準を定め単位認定基準を内規（成績評価規程）で定めている。これらの成績評価基準は「履修の手引」（学内ポータルに移行）にて周知している。

修士論文の審査は、両研究科で修士論文審査基準を定め、主査及び副査で構成する修士論文審査委員会を編成し、審査している。ただし、公正を期すために主指導教員は主査とならないこととしている。

教育学研究科においては、「修士の学位授与と修士論文の審査基準」に基づき、主査1人及び副査2人が修士論文を審査し、最終試験を実施している。

都市経営学研究科においては、学位の審査に関する内規を定め、修士論文審査委員会を主査1人及び副査2人で構成し、「都市経営学研究科修士論文及び最終試験の審査評価基準について」に基づき修士論文の審査及び最終試験を行なっている。

各研究科の審査基準は「履修の手引」にて周知している。

第3 教育研究活動等の状況に係る情報の公表

1 目的の公表と周知

学則第1条に定める大学の目的及び学部・学科における人材養成等の目的に関する規程に定める学部・学科の目的は、毎年度、新入生及び教職員に配付する「履修の手引」に「学則、学内規則及び関係法令」の章を設け、条文を掲載して学生・教職員に周知している。

大学の使命、教育研究の理念、人材育成の目標は、「履修の手引」の冒頭に掲載して学生・教職員に周知するとともに、毎年4月に開催する全学教職員集会の配付資料として教職員に周知している。また、ウェブサイトに掲載して広く社会にも周知している。

本学の使命、教育研究の理念、人材育成の目標は、毎年刊行する「大学案内」にも掲載して、全国の高等学校（約1,800校）に送付するとともに、年間を通じて開催される入試説明会やオープンキャンパスの配布資料として、広く高校生や学校関係者に周知している。

大学院学則第1条に定める大学院の目的、同第5条に定める研究科の目的は、毎年度、入学者及び教職員に配付する「履修の手引」に「学則、学内規則及び関係法令」の章を設け、条文を掲載して学生及び教職員に周知するとともに、「履修の手引」の冒頭に掲載し、学生及び教職員に周知している。

2 3ポリシーの公表と周知

学部の入学者受入方針は、ウェブサイトに掲載して広く学内外に周知するとともに、「大学案内」、入学者選抜要項、学生募集要項にも掲載して、広く高校生及び学校関係者に周知している。

学部の教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針もウェブサイトに掲載して広く学内外に周知している。

大学院の入学者受入方針、大学院の教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、ウェブサイトに掲載して広く学内外に周知するとともに、入学者受入方針については、学生募集要項にも掲載して広く入学希望者等に周知している。学位授与方針は、「履修の手引」に掲載し人材育成の目標を示している。

3 その他の情報の公表と周知

学校教育法施行規則第172条の2に定められた教育研究活動等の状況についての情報は、ウェブサイト公表している。同サイトには、大学の教育研究上の目的に関すること、教育研究上の基本組織に関すること等、10項目に関する計49件の情報を公表している。

教育職員免許法施行規則第22条の6の規定に基づく「教員の養成の状況についての情報」については、ウェブサイトには教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、教員養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目等、6項目についての情報を公表している。

教員の研究活動の情報は、広島県大学共同リポジトリのウェブサイト、学術論文等の研究成果物を公表している。

財務状況についての情報は、毎年度刊行する『大学概要』に予算の項を設け、概要を公表している。

自己点検評価及び外部評価の結果はウェブサイト研究活動の状況・地域貢献活動の状況に係る自己評価書を公表し、学校教育法第109条第2項の規定に基づく大学の教育研究等の総合的な状況について、本学が受審した認証評価機関による評価の結果も公表している。

4 情報公表体制

本学のウェブサイトは、公開情報の開示機能、大学の魅力を伝える広報機能、学生・教職員が日常的に使う情報コミュニケーション機能の他、受験生、保護者、一般市民・企業とのインターフェイス機能を持っていて、必要な情報を見つけやすいこと、携帯端末からも見やすいことを心がけている。

情報発信・公表などは、広報企画会議が所管しており、ウェブサイトの編集は、総務課を主管課として、各担当課で記事の作成・掲載をしている。教員、学生の地域との連携事業などについて、積極的にSNSなどに掲載するとともに、報道機関への情報提供を行い取材の機会を提供し、新聞などへの掲載に取り組んでいる。

第4 学生の学修成果を適切に把握し評価する取組

1 学習成果を把握するための各種の取組

本学では、学生の学習成果等を把握するため、2024年度までは、入学時に「新入生アンケート」、中間時に「学習環境改

善のための調査」、卒業時に「卒業予定者アンケート」を毎年実施している。

「新入生アンケート」（広報企画会議）では、学びの期待を把握し、「学習環境改善のための調査」（共通教育委員会）では、1、2年次の学習状況と成果、学習上の課題等を調査し、「卒業予定者アンケート」（教務委員会）では、教育課程、授業方法、成果等の評価を調査している。また学生委員会が実施する「学生生活実態調査」では、学習時間の状況、授業や学習への満足度や学生生活の状況等を調査している。

これらの調査結果は、分析・整理のうえ、報告書にまとめて関係委員会で活用するとともに、学内専用ポータルサイトに掲載して学生及び教職員に公表している。2025年度は、「全国学生調査」の導入により、各部署で実施しているアンケートの重複の整理を行った。その結果、「学習環境改善のための調査」を実施しないことにした。一方、「卒業予定者アンケート」の内容は見直され、必要な項目を「全国学生調査」に組み入れて2年生と4年生を対象に実施した。新しく整理された「学生生活実態調査」は、1年生と3年生を対象に実施した。

2 学習成果を把握するための学外関係者の意見聴取

卒業後4年目の卒業生及びその就職先を対象に、「学生の学習成果に関するアンケート調査」を3年ごとに実施しており、在学中に身に付けた資質・能力についての評価を調査している。調査結果は、分析・整理のうえ報告書にまとめ、学内専用ポータルサイトに掲載している。2015年度、2018年度、2021年度、2024年度に実施している。

（3）関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料
大学設置基準第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。 4 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、当該学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成するものとする。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	福山市立大学学則 第29条（授業科目） 福山市立大学教育学部履修規程 福山市立大学都市経営学部履修規程 シラバス 教育学部カリキュラムポリシー 都市経営学部カリキュラムポリシー 履修の手引
大学設置基準第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	福山市立大学学則 第29条（授業科目） 履修の手引
大学設置基準第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	福山市立大学学則 第31条（単位の計算方法） 福山市立大学教育学部履修規程 福山市立大学都市経営学部履修規程 シラバス 履修の手引 履修登録ガイド
大学設置基準第二十二条（一年間の授業期間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。	福山市立大学学則 第15条（学年） 履修登録ガイド
大学設置基準第二十三条（各授業科目の授業期間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。	福山市立大学学則 第16条（学期） 履修登録ガイド
大学設置基準第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。	福山市立大学教育学部履修規程 福山市立大学都市経営学部履修規程 シラバス

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。	履修の手引 履修登録ガイド
大学設置基準第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること	福山市立大学学則 第 32 条（単位の授与及び成績の評価） 福山市立大学教育学部履修規程 福山市立大学都市経営学部履修規程 福山市立大学成績評価規程 福山市立大学学則 第 41 条（卒業）
大学設置基準第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。	福山市立大学学則 第 32 条（単位の授与及び成績の評価） 福山市立大学教育学部履修規程 福山市立大学都市経営学部履修規程 福山市立大学成績評価規程 福山市立大学学則 第 41 条（卒業）
大学設置基準第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	福山市立大学教育学部履修規程 福山市立大学都市経営学部履修規程
大学院設置第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 大学院を置く大学は、当該大学院の研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（第四十二条第一項において「学部との連続性に配慮した教育課程」という。）を編成するものとする。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	教育学研究科 3 つのポリシー 都市経営学研究科 3 つのポリシー 教育学研究科 学生募集要項 都市経営学研究科 学生募集要項
大学院設置第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。	福山市立大学大学院学則 第 21 条（教育方法）
大学院設置第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究	福山市立大学大学院教育学研究科履修規程 第 3 条（主指導、副指導） 福山市立大学大学院都市経営学研究科履修規程

所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	第3条（主指導、副指導） 履修の手引 履修登録ガイド
大学院設置第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること	福山市立大学大学院学則 第27条（単位の授与及び成績の評価） 福山市立大学大学院教育学研究科履修規程 第12条（成績評価の基準） 福山市立大学大学院都市経営学研究科履修規程 第12条（成績評価の基準） 福山市立大学成績評価規程 修士の学位授与と修士論文の審査基準 都市経営学研究科修士論文及び最終試験の審査評価基準について 履修の手引
大学院設置第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履	福山市立大学大学院学則 第9条（学年及び休業日） 第10条（学期） 第24条（長期履修） 第26条（単位の計算方法） 第27条（単位の授与及び成績の評価） 第30条（他の大学院における授業科目の履修等） 第31条（入学前の既修得単位等の認定） 福山市立大学大学院教育学研究科履修規程 福山市立大学大学院都市経営学研究科履修規程 シラバス 履修の手引

修する者」と読み替えるものとする。	
学校教育法第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	総合案内 大学概要 広報 情報公開 教育情報の公表 広島県大学共同リポジトリ
学校教育法施行規則第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 - 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 - 二 教育研究上の基本組織に関すること。 - 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 - 四 入学者の選抜に関すること。 - 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。 - 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。 - 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。 - 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 - 九 授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関すること。 - 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 - 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 - 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	総合案内 大学概要 広報 情報公開 教育情報の公表広島県大学共同リポジトリ
学修成果 学生の学修成果を適切に把握し評価する取組みを行っている。	学生の学習成果に関するアンケート調査報告書

(5) 学生の受入れに関すること

(1) 点検評価結果

自己評価	関連法令等に適合している。
優れた点	—
改善を要する点	社会人入試及び私費外国人留学生選抜の志願者数が、各学部、各コースにおいて1名前後に留まっており、同入試区分における志願者募集活動に課題が残されている。
改善に向けた今後の進め方	各学部教授会において入試結果を情報共有し、今後の入学者の受け入れについて意見交換している。今後、広報企画会議において入試に関する情報発信に係る企画を見直すとともに、入試委員会においては引き続き志願者の動向・推移に注視していく。

(2) 点検評価の概要

第1 大学の入学受入れ方針(アドミッション・ポリシー)

福山市立大学は、幅広い視野と豊かな人間性を備え持続可能な地域社会の実現を目指して自ら課題を発見し創造的に解決することができる実践力のある人材を育成することを教育目標としている。この目標を共有し、各学部の専門分野において自ら学ぶ意欲のある学生を次の方針のもとで受け入れている。これらの方針は、大学 HP 及び学生募集要項等により学外に向けて公開している。

1 教育学部の入学受入れ方針

教育学部では、幅広い教養と豊かな人間性を備え、地域の未来を担う子どもの乳児期から児童期までの発達・成長を総合的に捉え、一人ひとりの子どもを尊重した指導・支援ができる実践的指導力を備えた教育者・保育者を育成することを目標としている。このため、教育学部では以下の学生像に当てはまる入学受入れを行っている。

- ・教育者や保育者をめざす強い意志と熱意を持ち、そのために必要な基礎的な学力を備え、自らの人間性や力量を高めていく意欲のある人
- ・子どもたちの成長や発達に関わることに使命感を持ち、子どもたちの未来のために働くことにやりがいや生きがいを感じるものの出来る人
- ・子育てに関わる地域の多様な人々とのコミュニケーションを図り、地域の人々と連携し協力しながら教育・保育現場の課題に熱意を持って取り組んでいくことの出来る人

2 都市経営学部の入学受入れ方針

都市経営学部では、都市の計画・デザイン、都市の経済・経営、都市における共生・開発についての総合的な知識や素養を備え、幅広い視野と柔軟な思考力、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を持って、持続可能な社会の構築に向けた企業の活性化や地域社会の再生等の課題に創造的に寄与できる人材を育成することを目的としている。このため、都市経営学部では以下の学生像に当てはまる入学受入れを行っている。

- ・社会の変化や世界の動きに関心があり、地域社会の課題やあり方に幅広い関心と興味を持って、専門的・実践的な力量を高めていく意欲のある人
- ・地域社会や人々の暮らしに関わることに使命感を持ち、地域社会の向上や活性化のために働くことにやりがいや生きがいを感じるものの出来る人
- ・地域づくりやまちづくりに関わる人々とのコミュニケーションを図り、地域の人々と連携しながら地域の課題に熱意をもって取り組んでいくことの出来る人

3 入学受入れの基本方針

入学受入れの選抜は、表1に示す「学校推薦型選抜」「一般選抜(前期日程)」「一般選抜(後期日程)」「社会人入試」「私費外国人留学生選抜」の5区分で実施している。

学校推薦型選抜では、調査書・推薦書に基づいて高等学校等での学習状況や活動状況等を評価するとともに、総合問題による基礎学力検査によって高等学校等までに身に付けた基礎的な学力を評価する。

一般選抜(前期日程)では、大学入学共通テストによる幅広い教科学力を評価するとともに、現代社会の課題を題材とする総合問題を個別学力検査として課し、受験者の理解力・思考力・表現力等を評価する。また、調査書に基づいて高等学校等での学習状況や活動状況等も評価する。一般選抜(後期日程)においても同様な評価を行うが、個別学力検査に基づく評価にやや重点を置いて入学受入れを選抜する。

社会人入試では、調査書や志願理由書等の出願書類及び面接によって学修の準備状況及び学修意欲等を確認するとともに、小論文と面接によって思考力・表現力等を評価する。私費外国人留学生選抜では、それらに加え、本学での授業を受講する際に必要となる日本語能力を日本留学試験によって評価する。

以上のように入試区分ごとに異なる選抜方法及び評価方法を用いることで、本学での学修に取り組むことができる基礎学力をもちつつ、多様な能力を有する入学受入れを受けることができるようにしている。

表2は、各入試区分における募集人員を示す。教育学部の各コースでは、2025年度入学受入れから学校推薦型選抜及び一般選抜(後期日程)の募集人員を変更した。

表1 大学の入学者選抜方法

入試区分	選抜方法
学校推薦型選抜	調査書・推薦書（50％）、基礎学力検査（50％）
一般選抜（前期日程）	共通テスト（1050点）、個別学力検査（450点）、調査書（20点）
一般選抜（後期日程）	共通テスト（800点）、個別学力検査（500点）、調査書（20点）
社会人入試	出願書類、小論文、面接に基づく総合判断
私費外国人留学生選抜	出願書類、日本留学試験、TOEFL 又は TOEIC、小論文、面接に基づく総合判断

表2 2025 年度・2026 年度大学の入学者選抜募集人員(単位：人)

入試区分	教育学部		都市経営学部
	教育コース	保育コース	
学校推薦型選抜	10（5）	10（5）	15
一般選抜（前期日程）	35	35	105
一般選抜（後期日程）	5（10）	5（10）	30
社会人入試	若干名	若干名	若干名
私費外国人留学生選抜	若干名	若干名	若干名

※（ ）内の数値は、2024 年度入学者選抜の募集人員

第2 大学の入学者選抜体制及び入学者選抜実施結果

1 学力検査等の作問体制及び作問点検体制

本学の入学者選抜で課す基礎学力検査、個別学力検査及び小論文の試験問題は、非公開の本学専任教員複数名で構成された問題作成部会によって作成されている。作成された試験問題は、問題作成部会内で相互に点検を行うとともに、問題作成部会とは異なる本学教職員複数名で構成された作問点検部会によって、問いかけの適切さや模範解答の妥当性、誤字脱字・レイアウト等に関する詳細な点検が複数回実施されている。このように、出題ミスの防止や試験問題の改善が適切に図られている。

2 志願者数の推移

表3は、2024～2026 年度入学者選抜における志願者数を示す。志願者倍率は学校推薦型選抜で3.1～7.0 倍、一般選抜（前期日程）で2.2～4.4 倍、一般選抜（後期日程）で9.9～45.8 倍であり、学部（コース）及び実施年度によって大きな違いがみられる。なお、一般選抜（後期日程）では、本学の一般選抜（前期日程）の合格者及び他大学の合格者が受験を取りやめることから、実際の受験者数は志願者数の2～4 割であり、受験倍率は3.0～17.0 倍となっている。

社会人入試及び私費外国人留学生選抜の志願者数は、各学部、各コースにおいて1 名前後に留まっており、同入試区分における志願者募集活動に課題が残されている。

表3 大学の志願者数推移(単位：人)

・学校推薦型選抜

学部	コース	2024 年度入試	2025 年度入試	2026 年度入試
教育学部	教育コース	17	31	37
	保育コース	35	47	51
都市経営学部		62	91	93
合計		114	169	181

※教育学部各コースの募集人員は、2025 年度入学者選抜より5 名から10 名に変更した。

・一般選抜（前期日程）

学部	コース	2024 年度入試	2025 年度入試	2026 年度入試
教育学部	教育コース	85	155	106
	保育コース	77	83	81
都市経営学部		285	296	227
合計		447	534	414

・一般選抜（後期日程）

学部	コース	2024 年度入試	2025 年度入試	2026 年度入試
教育学部	教育コース	153	229	162
	保育コース	128	140	141
都市経営学部		362	494	296
計		643	863	599

※教育学部各コースの募集人員は、2025 年度入学者選抜より10 名から5 名に変更した。

・社会人入試

学部	コース	2024 年度入試	2025 年度入試	2026 年度入試
教育学部	教育コース	1	0	1
	保育コース	0	0	0
都市経営学部		1	0	0
計		2	0	1

・私費外国人留学生選抜

学部	コース	2024 年度入試	2025 年度入試	2026 年度入試
教育学部	教育コース	0	0	0
	保育コース	0	0	0
都市経営学部		0	1	1
計		0	1	1

第3 大学院の入学受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

福山市立大学大学院は学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うとともに、地域に根ざした高度な研究を行い、その成果を還元することにより地域社会の発展に寄与することができる人材の育成を教育目標としている。この目標を共有し、各研究科の専門分野において主体的に研究する意欲のある学生を次の方針のもとで受け入れている。これらの方針は、大学 HP 及び学生募集要項等で学外に向けて公開している。

1 教育学研究科の入学受け入れ方針

教育学研究科では、乳幼児期から児童期にわたる子どもの成長と発達についての高度な専門的知識や探究力、教育・保育活動についての高い実践を生み出す研究力を備え、高度専門職業人として教育・保育の現場で指導的な役割を担える教育者・保育者の育成を目的としている。このため、教育学研究科では、学士課程で学校教育や保育に関する基礎的素養を身に付けた以下の学生像に当てはまる入学を受け入れている。

- ・学校教育の実践者として、さらに高度な専門的知識や探究力を身に付け、変化する時代の教育現場の担い手として、子どもたちの健やかな成長と発達に積極的に貢献する強い意欲のある人
 - ・保育活動の実践者として、さらに高度な専門的知識や探究力を身に付け、変化する時代の子育て支援の担い手として、子どもたちの健やかな成長と発達に積極的に貢献する強い意欲のある人
 - ・教育・保育関連の高度専門職業人をめざして、さらに高度な専門的知識や探究力を身に付け、変化する時代の学校教育や子育て支援の充実や変革に積極的に貢献する強い意欲のある人
- なお、教育学研究科が入学者に期待する学力等は以下の通りである。
- ・学校教育や保育に関する学士課程レベルの専門的知識を身に付けていること
 - ・当該分野の専門的文献を読解し、論理的に思考し説明できる能力を身に付けていること
 - ・自ら課題意識をもって研究課題を設定し研究計画を立案できる能力を身に付けていること
 - ・高度専門職業人をめざして主体的に研究や実践に取り組む態度や姿勢を身に付けていること

2 教育学研究科の入学選抜方針

2025 年度入学選抜までは、表 4 に示す「一般選抜」「社会人特別選抜」の 2 区分で入学選抜を実施してきたが、2026 年度入学選抜からは「現職保育者・教員等 1 年制プログラム」による選抜も開始した。いずれの選抜においても、出願時に入学後の研究計画書の提出を求める。なお、教育学研究科の募集人員は 8 名である。

一般選抜では、専門的な知識や思考力を問う筆記による学力検査、口述試験及び研究計画書等の出願書類によって総合的に評価する。口述試験では、研究計画書について試問する。

社会人特別選抜では、教育・保育の専門分野に関連して出題する小論文、面接及び研究計画書等の出願書類によって総合的に評価する。面接では、研究計画書及び在職中の実績について試問する。

現職保育者・教員等 1 年制プログラムでは、口述試験及び研究計画書等の出願書類によって総合的に評価する。口述試験では、研究計画書及び専門分野に関する知識等について試問する。

なお、9 月に実施する一般選抜において入学予定者数が定員に満たない場合、翌年 2 月に第 2 期の一般選抜を実施する。

表 4 大学院（教育学研究科）の入学選抜方法

入試区分	選抜方法
一般選抜	学力検査、口述試験、出願書類（研究計画書等）
社会人特別選抜	小論文、面接、出願書類（研究計画書等）
現職保育者・教員等 1 年制プログラム	口述試験、出願書類（研究計画書等）

※「現職保育者・教員等 1 年制プログラム」は 2026 年度入学選抜から実施

3 教育学研究科における教育方法の特例措置及び長期履修制度

教育学研究科では、地域の要請に応え、現職の学校教員・保育士を含む社会人を積極的に受け入れ、地域の教育者・保育者等に対して資質向上に繋がる研修・研究の機会を提供している。その際、社会人学生の修学の便宜を図るため、次の制度を用意している。

- ・教育方法の特例措置(大学院設置基準第 14 条特例の適用)：社会人特別選抜入学及び現職保育者・教員等 1 年制プログラム入学

- ・長期履修制度：社会人特別選抜入学者
- 4 都市経営学研究科の入学受け入れ方針
- 都市経営学研究科では、都市社会の成り立ちや発展についての高度な専門的知識や分析力とともに、複雑多様な都市社会の課題解決に必要な高い実践力を備え、高度専門職業人として企業の活性化や地域再生の現場で指導的な役割を担える人材の育成を目的としている。このため、都市経営学研究科では、学士課程で都市研究や地域開発、都市工学、経済・経営学、社会学等に関する基礎的な素養を身に付けた以下の学生像に当てはまる入学者を受け入れている。
- ・都市の計画、デザイン、インフラ、景観、防災等について、高度な専門的知識と探究力を身に付け、地域の特性を生かした地方都市の再生に貢献していく強い意欲のある人
 - ・産業の活性化や企業の地域貢献等について、高度な専門知識や探究力を身に付け、地域の特性を生かした地方都市の再生に貢献していく強い意欲のある人
 - ・住民自治や多文化共生等について、高度な専門知識や探究力を身に付け、地域の特性を生かした地方都市の再生に貢献していく強い意欲のある人
- なお、都市経営学研究科が入学者に期待する学力等は以下の通りである。
- ・都市研究や地域開発、都市工学、経済・経営学、社会学等に関する学士課程レベルの専門的知識を身に付けていること
 - ・当該分野の専門的文献を読解し理解できる外国語(英語)能力を身に付けていること
 - ・自ら課題意識をもって研究課題を設定し研究計画を立案できる能力を身に付けていること
 - ・高度専門職業人をめざして主体的に研究や実践に取り組む態度や姿勢を身に付けていること
- 5 都市経営学研究科の入学選抜方針
- 入学選抜は、表5に示す「一般選抜」「社会人特別選抜」の2区分で実施している。いずれの選抜においても、出願時に入学後の研究計画書の提出を求める。なお、都市経営学研究科の募集人員は8名である。
- 一般選抜では、専門的な知識や思考力を問う専門科目の学力検査、英文読解能力を問う外国語(英語)の学力検査、面接及び研究計画書等の出願書類によって総合的に評価する。面接では、専門科目の学力検査及び研究計画書について試問する。
- 社会人特別選抜では、研究計画書の内容に関連して出題する小論文、面接及び研究計画書等の出願書類によって総合的に評価する。面接では、小論文、研究計画書及び在職中の実績について試問する。
- なお、9月に実施する一般選抜において入学予定者数が定員に満たない場合、翌年2月に第2期の一般選抜を実施する。

表5 大学院（都市経営学研究科）の入学選抜方法

入試区分	選抜方法
一般選抜	学力検査（専門科目・外国語）、面接、出願書類(研究計画書等)
社会人特別選抜	小論文、面接、出願書類(研究計画書等)

- 6 都市経営学研究科における長期履修制度
- 都市経営学研究科では、働きながら学び、研究に取り組む意欲のある社会人学生の修学を支援するため、社会人特別選抜の入学者に対して長期履修制度を適用できるようにしている。その修業年限は3年又は4年とし、定められた修業年限の中で効率的に履修及び研究を進めることができるよう、履修指導と履修相談を行っている。

第4 大学院の入学選抜体制及び入学選抜実施結果

- 1 学力検査等の作問体制及び作問点検体制
- 学力検査や小論文の試験問題は、非公開の本学専任教員複数名によって作成されている。作成された試験問題は、作問者を含む本学専任教員複数名によって、問いかけの適切さや模範解答の妥当性、誤字脱字・レイアウト等に関する詳細な点検が実施されており、出題ミスの防止や試験問題の改善が適切に図られている。
- 2 志願者数の推移
- 表6は、2024～2026年度入学選抜における志願者数を示す。志願者倍率は、教育学研究科で0.4～1.1倍、都市経営学研究科で0.1～0.5倍であり、定員充足が可能な志願者数を集めることに苦慮している。
- 志願者を増やす施策として、教育学研究科では、2025年度から学部在学期間に大学院の授業を受講できる先取り履修制度を開始するとともに、2026年度入学選抜から新しい入試区分「現職保育者・教員等1年制プログラム」を導入し、大学院に進学しやすい環境整備に取り組んでいる。また、都市経営学研究科では、外国籍学生や社会人など、多様な背景をもつ人々が入学しやすいように2026年度より秋季入学制度を開始する。

表6 大学院の志願者数推移

・一般選抜

研究科・専攻	2024年度入試	2025年度入試	2026年度入試
教育学研究科児童教育学専攻	1	4	6
都市経営学研究科都市経営学専攻	1	1	2
合計	2	5	8

・ 社会人特別選抜			
研究科・専攻	2024 年度入試	2025 年度入試	2026 年度入試
教育学研究科児童教育学専攻	2	0	3
都市経営学研究科都市経営学専攻	0	2	2
合計	2	2	5
・ 現職保育者・教員等 1 年制プログラム			
研究科・専攻	2024 年度入試	2025 年度入試	2026 年度入試
教育学研究科児童教育学専攻	—	—	0
※本プログラムは教育学研究科において 2026 年度入学者選抜より開始した。			

(3) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料
大学設置基準第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	福山市立大学学則 第 3 条（学部、学科、収容定員等） 学生募集要項 入学者選抜要項
大学設置基準第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること	福山市立大学学則 第 21 条（入学の資格） 第 23 条（入学者の選抜） 福山市立大学入試委員会規程 学生募集要項 入学者選抜要項
大学院設置基準第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	福山市立大学大学院学則 第 4 条（研究科、専攻、収容定員等） 教育学研究科 学生募集要項 都市経営学研究科 学生募集要項
大学院設置基準第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	福山市立大学大学院学則 第 14 条（入学の資格） 第 16 条（入学者の選考） 福山市立大学大学院教育学研究科入試委員会規程 福山市立大学大学院都市経営学研究科入試委員会規程 教育学研究科 学生募集要項 都市経営学研究科 学生募集要項

(6) 学生支援に関すること

(1) 点検評価結果

自己評価	関連法令等に適合している。
優れた点	—
改善を要する点	—
改善に向けた今後の進め方	—

(2) 点検評価の概要

第1 学習支援

1 学部における支援体制

1～4年次まで少人数制のゼミを実施しており、ゼミを担当する教員を履修指導担当教員と位置づけ、個々の学生の学習支援に関するニーズを身近に把握し、授業や履修に関する相談や助言・支援にあたっている。また、学生からの授業や履修、学習方法等に関する質問・相談に対応するため、両学部の全専任教員がオフィスアワーを設けて対応している。

さらに、教育支援センターの特任教員（4人）が、教育・保育実習や課外での学校・保育所等における実地体験活動に関する相談、助言、支援を行っている。また、英語アドバイザールームを設け、eラーニングによる学習、英語力の向上、英語学習に関する助言・支援に当たるとともに、学習相談にも対応している。

2 大学院における研究指導の体制

教育学研究科では主指導教員1人、副指導教員1人を、都市経営学研究科では主指導教員1人、副指導教員2人を置いて学生の指導にあたっている。

それぞれ、研究指導スケジュールに基づき、研究経過報告会や中間発表会などで進捗状況を把握しながら、修士論文の完成まで、協力して助言・指導を行っている。

第2 障害等のある学生への学修支援

1 構内の施設等のバリアフリー化

港町キャンパス校舎は、2011年3月の竣工時に建築基準法による耐震基準を満たすとともに、バリアフリー法に基づく認定建築物となっている。

2 サポート体制の整備

障害等のある学生の学修支援については、心とからだのサポートセンターに「障害学生支援室」を置き、支援員8人（教員6人、医務室健康管理員1人、職員1人）を置いて支援体制を整備している。「福山市立大学修学に係る配慮実施要領」を定め、個別支援が必要と判断した場合は、個々の学生に応じた配慮願文書を作成し、該当教員に依頼している。また、障害のある学生等の支援の理解を深めるため、年2回、全教職員を対象とした研修会を実施している。

第3 経済的支援

1 入学料及び授業料の減免

入学料及び授業料の減免については、2020年度から、高等教育の修学支援新制度の対象者としている。同制度の対象とならない私費外国人留学生等については、学費負担者の経済状況に応じて、本学独自の制度として入学料及び授業料の減免を行っている。また、同制度の減免基準を満たさない者であっても、学費負担者が疾病による収入減や災害等によって経済状態が著しく急変した場合等には、授業料の徴収猶予を行っている。

2 奨学金

日本学生支援機構による奨学金は、年度当初にガイダンスを実施して学生に周知している。地方自治体や民間団体が設けている奨学金についても、募集要項等で案内があり次第、ポータルサイトに掲載して学生に周知している。また、私費外国人留学生を対象とした大学独自の給付型奨学金制度として「福山市立大学私費外国人留学生育英奨学金」がある。

さらに、教育学研究科の学生を対象とした、篤志家の寄付による給付型奨学金制度として「福山市立大学大学院修学奨励金制度」がある。

3 その他の助成・援助等

本学の保護者会組織である教育振興会による助成として、海外実習・留学などの海外渡航経費の一部を助成する海外実習・留学等支援制度等がある。

(3) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料
学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	福山市立大学キャリアデザインセンター規程 福山市立大学教育研究交流センター規程 （2025年4月1日廃止） 福山市立大学地域連携センター規程 （2025年4月1日施行）

	福山市立大学国際交流センター規程 （2025 年 4 月 1 日施行） 福山市立大学教育支援センター規程 福山市立大学心とからだのサポートセンター規程 2025 年度オフィスアワー一覧
学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	福山市立大学心とからだのサポートセンター規程 福山市立大学修学に係る配慮実施要領
学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	公立大学法人福山市立大学の授業料等に関する規程 第 14 条（減免及び徴収猶予） 公立大学法人福山市立大学授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規程 福山市立大学大学院修学奨励金基金条例 授業料・奨学金

(7) 教育研究環境に関すること

(1) 点検評価結果

自己評価	関連法令等に適合している。
優れた点	更なる教育研究の質の向上を図るとともに、学生の学習・交流環境を整えるため、小松安弘記念館を整備した。また、情報工学部開設に向け、校舎の整備を進めている。 教育研究環境の改善については、総務課及び附属図書館が学生や教職員からの意見や要望を収集し、各部局において不断に改善に取り組んでいる。 なお、新棟整備に関しては、新学部設置準備委員会において教育研究環境の整備に取り組んでいる。
改善を要する点	FDにおいては、FD委員会の呼びかけによる「教員相互の授業参観」の実施に取り組まれてきているが、授業参観への参加者数が低迷しており、また、参観結果に基づく組織的な授業の評価や改善、検証につながっておらず、改善を要する。
改善に向けた今後の進め方	FDにおいては「教員相互の授業参観」の実施について、そのあり方等について、委員会等において検討する必要がある。

(2) 点検評価の概要

第1 校地・校舎等

※「(9) 管理運営・財務に関すること」において点検評価する。

第2 附属図書館

港町キャンパス校舎に総面積 1,227 m²の附属図書館を設置しており、そこには、開架書架・閲覧スペース、ブラウジングコーナー、AV コーナー、PC コーナー、グループ学習室と開架書庫が整備されている。席数は、開架書架・閲覧室に 91 席、グループ学習室に 27 席等、計 194 席用意している。

蔵書は、大学の教育研究活動に関連したものを中心に体系的に収集・保存することとしており、2025 年 4 月 1 日現在、図書 191,323 冊(うち洋書 22,144 冊)、視聴覚資料 4,540 点、電子書籍 341,786 種、学術雑誌 326 種(うち洋雑誌 57 種)を所蔵している。うち、開架図書は 61,756 冊である。蔵書目録は電子化し、館内 PC や学外から検索できる。また、学内ネットワークに接続された端末からは、各種データベース、電子ジャーナル・電子書籍も利用できる他、学認(学術認証フェデレーション)に対応している各種データベース等は学外からも認証のうえ利用することができる。

附属図書館では、図書館 HP で蔵書検索システム(OPAC)やサービス情報を提供する他、図書館独自の企画展示、学内の各種イベントに合わせた企画展示、学生選書ツアー、ビブリオバトルの実施、図書館学生ボランティア活動等を通じて学生による図書館利用の促進を図っている。

表 2 は、2023～2025 年度の附属図書館の利用状況を示す。年間平均入館者数は約 25,000 人、年間平均貸出冊数は約 12,000 冊であった。2020 年度及び 2021 年度は新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受け、来館者数は約 18,000 人、貸出冊数は約 11,000 冊と、それ以前の約 5 割に落ち込んだが、2022 年度に感染状況が収束し、感染対策が緩和されたことによって、来館者数と貸出冊数のいずれも回復してきた。ただし、2025 年度時点で感染症拡大前の約 6 割に留まっている。附属図書館では、電子書籍、学術論文データベース、オンライン・レファレンスサービスの拡充を図り、学生が自宅から図書館の資料やサービスにアクセスできるよう環境整備に努めている。

表 1 附属図書館の利用状況

区分		2023 年度	2024 年度	2025 年度
在籍学生数(単位:人)	学 部	1,073	1,080	1,080
※5 月 1 日現在	大学院	11	8	8
開館日数(単位:日)		275	275	272
入館者数(単位:人)		25,143	25,993	23,269
	教職員	2,053	2,496	3,165
	学 生	9,517	8,979	7,767
	一 般	789	610	820
貸出冊数(単位:冊)	計	12,359	12,085	11,752

第3 ICT 環境

全学 ICT 環境として、学内情報ネットワーク(FCUNET)を構築している。外部とは学術ネットワーク(SINET5)及びプロバイダーを経由してインターネットと繋がっている。

教育・学生ネットワーク上に、ポータルサイト、図書館システム、印刷制御システム等のサービスを提供している。また、校舎内各所に無線 LAN(Wi-Fi)のアクセスポイントを設置している。特に多くの学生が各自のノート PC を持ち込んで情報系授業を受ける情報処理演習室では、通信量や通信速度などが授業運営に支障がでないよう通信能力の高いアクセスポイント

を設置している。

本学では、Microsoft のクラウド型グループウェアである Microsoft365 を導入し、Word や Excel などの Office アプリケーションに加え、メール(Outlook)や Web 会議ツール(Teams)、クラウドストレージ(OneDrive)などが利用可能となっている。

第4 FD 活動及び SD 活動

福山市立大学では、授業内容や授業方法の改善、教員の教授能力等の向上をめざす FD 活動として、学生による授業評価アンケート、FD 研修会、FD 講演会、教員相互の授業参観を実施している。また、法人・大学運営に関する能力・資質の向上をめざす SD 活動として、SD 研修会を実施している。表 4 は、2023～2025 年度の FD 活動及び SD 活動の実施状況を示す。

1 FD 活動

学生による授業評価アンケートは各学期末に実施しており、履修登録者数に対する回答者の割合(回答率)は 4～5 割となっている。このアンケートは、授業担当教員が自らの授業実施状況を振り返り、授業改善に取り組むための資料となる。また、各学部長主導で回答結果への対応や教員への指導等にも取り組んでいる。授業評価アンケートの集計及び分析は FD 委員会によって行われ、福山市立大学 FD 活動報告書にまとめられ、全教職員に公開されている。

FD 研修会は効果的な授業実施方法や学生指導方法等を学ぶ機会として、FD 講演会は学外から講師を招き、それらに関する新たな知見を得る機会として、各年度後半に実施している。6～8 割の教員が参加しており、活発な質疑が行われている。教員相互の授業参観は、互いに学び合いながら教授能力を高めていくことを目的に実施しているが、参加者の少ないことが課題となっている。

2 SD 活動

SD 研修会は、公立大学の使命や課題等を共有し、法人・大学運営に対する意識を醸成させるとともに、財務会計システム等、法人・大学運営に必要なスキルを育成するため、毎年度、複数回実施している。また、SD 研修会以外にも公立大学協会や福山市等が主催する研修会に積極的に参加しており、教職員の能力・資質の向上を図っている。

指導補助者(TA 及び SA)に対する研修は、従来、授業担当教員に委ねられてきたが、2025 年度から全学的な事前研修も開始した。

表 2 FD 活動及び SD 活動の実施状況

区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度
FD 研修会	1 回	1 回	1 回
FD 講演会	1 回	1 回	1 回
SD 研修会	6 回	7 回	7 回

(3) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料
大学設置基準第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。 二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること	施設概要 キャンパスマップ 食堂・売店 福山市立大学学則 第 4 条（附属施設） 公立大学法人福山市立大学施設管理規程 福山市立大学附属図書館規程 自己点検評価に関する共通基礎データ
大学設置基準第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。	施設概要 キャンパスマップ 食堂・売店 福山市立大学学則 第 4 条（附属施設） 公立大学法人福山市立大学施設管理規程 福山市立大学附属図書館規程 自己点検評価に関する共通基礎データ
大学設置基準第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、	施設概要 キャンパスマップ

研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること	食堂・売店 福山市立大学学則 第4条（附属施設） 公立大学法人福山市立大学施設管理規程 福山市立大学附属図書館規程 自己点検評価に関する共通基礎データ
大学設置基準第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること	福山市立大学学則 第4条（附属施設） 公立大学法人福山市立大学施設管理規程 福山市立大学附属図書館規程 福山市立大学附属図書館利用規程 福山市立大学附属図書館運営委員会規程 福山市立大学附属図書館 自己点検評価に関する共通基礎データ
大学設置基準第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること	施設概要 キャンパスマップ 食堂・売店 福山市立大学学則 第4条（附属施設） 公立大学法人福山市立大学施設管理規程 福山市立大学附属図書館規程 自己点検評価に関する共通基礎データ
大学設置基準第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	FD 令和5年度 事業報告書 SD 令和5年度 事業報告書 福山市立大学スチューデント・アシスタント(SA)の雇用から業務終了まで 福山市立大学スチューデント・アシスタント実施要領
大学院設置基準第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研	FD 令和5年度 事業報告書 SD 令和5年度 事業報告書 福山市立大学ティーチング・アシスタント実施要領

究を行うものとする。 3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	
I C T環境の整備 教育研究上で必要な I C T環境が整備されている。	公立大学法人福山市立大学情報ネットワーク管理運用規程
継続的な研究成果の創出のための環境整備 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	公立大学法人福山市立大学定款 中期目標・中期計画・年度計画・業務実績報告書・評価結果 公立大学法人福山市立大学教員研究費取扱規程 公立大学法人福山市立大学科学研究費補助金取扱規程 公立大学法人福山市立大学監事監査規程 公立大学法人福山市立大学科学研究費補助金内部監査実施規程 公立大学法人福山市立大学研究活動不正行為防止規程 公立大学法人福山市立大学研究費不正使用防止規程 公立大学法人福山市立大学受託研究規程 公立大学法人福山市立大学共同研究規程 公立大学法人福山市立大学奨学寄附金取扱規程 公立大学法人福山市立大学競争的資金に係る間接経費の取扱規程 研究活動上の不正行為の防止等に向けた取組

(8) 社会連携・社会貢献に関すること

(1) 点検評価結果

自己評価	関連法令等に適合している。
優れた点	—
改善を要する点	—
改善に向けた今後の進め方	—

(2) 点検評価の概要

第1 社会連携・社会貢献の概要

本学は福山市が地域の発展を目指して設置した大学であり、地域に支えられ地域に貢献する公立大学となることを目標としている。本学が掲げる「大学の使命」にも「持続可能な地域社会の発展に寄与する人材」の育成や「社会の課題解決に向けて、地域社会と連携した実践的で学際的な学術研究を推進」すること、「地域に開かれた教育研究拠点として、地域の文化の向上に貢献するとともに、国際化時代に相応しい地域社会の実現に貢献」することをうたっている。こうした目標や使命に基づいて、本学では2011年の開学と同時に教育研究交流センターを発足させ、地域連携・地域貢献や国際交流に係る事業を進めてきた。同センターは2025年3月末をもって廃止され、代わりに設立された地域連携センター及び国際交流センターがそれぞれ高大連携を含む地域連携等に係る事業及び国際交流に係る事業の運営等を担っている。

第2 地域連携センターの取組

地域連携等を管理する地域連携センターは、地域に開かれた教育研究拠点として、地域の文化の向上に寄与するため、地域課題の解決や地域活性化に向けた取り組みを推進している。主な業務内容として、①公開講座等の生涯学習事業、②高大連携事業、③産学官金連携事業、④受託研究・共同研究事業、⑤学生の地域活動に関する事項等がある。

1 公開講座等の生涯学習事業

地域社会の人々の生涯にわたる学びを支援する事業として、毎年、公開講座やワークショップを開催している。表1は、2023～2025年度の開催状況を示す。公開講座では子育てや防災などの地域の課題を取り上げ、また、ワークショップでは絵画等の創作活動や多文化共生をテーマに、地域住民の方々の知的好奇心に応えている。

表1 公開講座等の開催状況

年度	公開講座		ワークショップ	
	講座数	参加者数	開催数	参加者数
2023年度	7	287	6	180
2024年度	4	154	4	243
2025年度	5	196	4	197

※複数回開催されたワークショップの参加者数は延べ人数

2 高大連携事業

高校生の学びや探究活動等への支援を通して大学レベルの教育活動に触れる機会を提供するため、本学の教員が高等学校の授業に参加する等、高大連携事業を実施している。表2は、2023～2025年度の高大連携事業の実施状況を示す。福山市内だけでなく、岡山県内の高等学校とも継続して連携事業を進めている。

表2 高大連携事業の実施状況

地域	2023年度	2024年度	2025年度
福山市内	5校	5校	2校
岡山県内	2校	2校	2校
合計	7校	7校	4校

3 産学官金連携事業

本学は、地域が抱える様々な課題に対して各企業と本学がもつ研究力やノウハウ等の強みを生かしつつ課題解決に取り組むことを目指して、民間企業と包括連携協定を締結してきた。また、特定の課題に対してその解決につながる活動を協力して行うこととする事業連携協定を締結し、福山駅前の賑わい創出等の企画立案・実施に取り組んできた。表3は、これら協定の締結状況を示す。

表3 包括連携協定及び事業連携協定の締結状況

区分	2023年度	2024年度	2025年度
包括連携協定	2社	4社	6社
事業連携協定	4件	3件	3件

4 受託研究・共同研究事業

本学教員が企業から委託されたテーマで研究に取り組む受託研究や、企業と本学教員が対等の立場で協力して研究に取り組む共同研究は、毎年数件実施してきている。表4は、2023～2025年度の実施状況を示す。こうした受託研究等を活性化させるため、本学教員の専門分野や研究事例を紹介する研究シーズ集を作成し、福山商工会議所等を通して企業に配布している。

表4 受託研究事業及び共同研究事業の実施状況

区分	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
共同研究	2	2,341,600	1	1,132,300	1	1,131,000
受託研究	1	992,844	2	2,000,000	0	0

5 学生の地域活動に関する事項

学生は本学のキャッチフレーズ「キャンパスは街、学ぶのは未来」を実践すべく、社会的な問題の解決を図るため、様々な地域活動に自主的に参加している。表5は、学生による主な地域活動を示す。時に企業とタイアップし、教職員の支援のもとで新製品の開発や古民家再生等の地域おこし、小中学校での学習支援等に取り組んでいる。

表5 学生による地域活動の例

区分	事業名	内容
2023年度	食べるボランティア	フードロス減少を目的とした廃棄予定の食料品の配布「食べるボランティア」を実施
2024年度	お手福プロジェクト	地元企業とバラの香りのする紙おしぼりを開発。学生がネーミング、パッケージデザイン、香りの強度決めに関わる。
2025年度	「推し天。」プロジェクト	地元企業とファミリー向けおつまみスナックの詰め合わせを開発。学生は詰め合わせのコンセプトに関するアイデア出し、商品名やパッケージデザインの選定に関わる。

第3 国際交流センターの取り組み

国際交流事業を管理する国際交流センターは、学生の海外留学や留学生の受け入れ、国際的な学術交流を支援し、海外大学等との連携を深めて国際社会との交流を促進することを目的としている。主な業務内容は、①学生の海外留学支援、②留学生の受け入れ及び修学支援、③海外大学等との学術交流及び学生交流等に関する事項である。

1 学生の海外留学支援

表6は、2023～2025年度に海外渡航した学生数である。2022年度は新型コロナウイルス感染症拡大に対する規制が緩和され始めた時期であり、海外渡航を含む授業は実施できなかったが、2023年度から授業を含めた学生の海外渡航が再び活発となり、2024年度及び2025年度には2019年度の海外渡航者数(74人)近くまで回復した。国際交流センターでは、語学研修等、海外で学ぶ機会を学生に周知するとともに、授業等での海外渡航経験のある学生による報告会を開催するなどして、海外渡航への意欲を高めるようにしている。

表6 学生の海外渡航状況(延べ人数)

渡航目的	2023年度	2024年度	2025年度
授業(環境開発実習・海外語学研修)	13	26	25
サークル活動	9	0	7
協定大学訪問	4	12	3
語学研修・ボランティア等	14	34	32
合計	40	72	67

2 留学生の受け入れ状況及び修学支援

表7は、2023～2025年度における本学に在籍している留学生数を示す。留学生は、一般学生と同様に日本語による授業を受講している。留学生の日本語能力は入学者選抜の段階で本学の授業に対応できるレベルであることが確認されているが、専門的な語彙や概念を理解し、レポートや論文等を作成することに困難を感じている人もいる。現在、そうした留学生に対する支援は個々のゼミ担当教員に委ねられており、国際交流センターを中心とした組織的な支援体制の構築が急務となっている。

表7 留学生の在学状況(単位:人)

国名	2023年度	2024年度	2025年度
中華人民共和国	3	2	2
大韓民国	1	1	1
合計	4	3	3

3 海外大学等との学術交流及び学生交流

本学では、国際的な視野を育てる教育や先進的な学術研究の推進を目的として、海外大学等との国際交流協定の締結を進めてきた。表 8 は、2023～2025 年度の協定校数を示す。国際交流協定校との間では、「環境開発実習」等の授業科目や日本語スピーチコンテスト等を通して、学生及び教職員間で教育研究上の交流が行われている。表 9 は、2023～2025 年度の交流実績を示す。2023 年度以降、国際交流協定校との交流が活発化している。

表 8 国際交流協定校の締結状況（単位：校）

国	2023 年度	2024 年度	2025 年度
アメリカ合衆国	2	2	2
カナダ	—	—	1
フランス共和国	3	3	3
中華人民共和国	3	4	4
大韓民国	—	—	1
モンゴル国	—	—	1
タイ王国	1	1	1
マレーシア	1	1	1
ベトナム社会主義共和国	1	1	2
インドネシア共和国	—	1	1
リトアニア共和国	—	1	1
クロアチア共和国	—	1	1
合計校数	11	16	19

表 9 国際交流協定校との交流実績（単位：校）

区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度
授業（「環境開発実習」等）	1	2	2
協定校学生/教職員の来学と交流	2	4	2
本学学生/教職員の訪問と交流	0	3	4
研究交流	0	1	0
日本語スピーチコンテスト	1	8	5

（3）関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料
公立大学ガバナンス・コード 原則 4－1－1 設置自治体との有機的な関係構築 公立大学は、基本原則 1 で掲げるミッションやビジョンのもとで取り組まれる諸活動が地域にとってもより有益なものとなるよう、設置自治体と伴走し、相互のコミュニケーションにより信頼を醸成することが重要である。また、設置自治体が定める目標に対し、適切な計画の策定や、効果的・効率的な業務の実施・評価を通じ、相互の理解と調和に基づく適切な大学運営を進めていく。	中期目標・中期計画・年度計画・業務実績報告書・評価結果
公立大学ガバナンス・コード 原則 4－1－2 産学官連携、生涯教育等を通じた成果の還元による地域社会との関係構築 公立大学は、人材の育成や地域への定着、産学官連携を通じた地域産業の振興及び社会課題の解決、地域住民への多様な教育機会の提供などの実現に向けて行動することによって、地域社会と相互に信頼関係を構築していく。	地域連携 福山市立大学附属図書館利用規程 福山市立大学地域連携センター規程 福山市立大学国際交流センター規程 大学概要
公立大学ガバナンス・コード 原則 4－1－3 大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築 公立大学は、大学運営の財政を支える地域住民等から理解と支持を得るため、情報公表を通じて透明性を確保しながら、地域に信頼される大学としての存在感を高めていく。	情報公開 大学概要
公立大学ガバナンス・コード 原則 4－2－1 地域への優れた人材の輩出 公立大学は、大学が持つ資源を活かし地域と協働することで、その地域ならではの質の高い人材育成に取り組むとともに、地域に輩出する人材全体の質の向上に努める。	地域連携 大学概要
公立大学ガバナンス・コード 原則 4－2－2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出 公立大学は、優秀な研究者の確保をはじめ、研究の高度化を支援する	福山市立大学教員人事委員会規程 公立大学法人福山市立大学研究推進会議規程 地域連携

ための人材育成を通じて、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、地域経済・社会を支えるイノベーションを創出する。	大学概要
公立大学ガバナンス・コード 原則 4－2－3 共創拠点としてのキャンパス整備 公立大学は、多様なステークホルダーが関与しながら新たな価値を生み出す共創拠点としての期待も寄せられている。その機能を充実させるためのキャンパス・施設等の整備をはじめ、原則 4－2－2 で掲げるイノベーション創出のため、多様な人材が交流できる機能を充実させる。	福山市立大学附属図書館 施設概要 地域連携 大学概要
公立大学ガバナンス・コード 原則 5－1 持続可能な社会のための貢献 公立大学は、持続可能な社会の構築に貢献するため、そのミッションやビジョンに応じ積極的に対応するとともに、地域社会に対して大学の持つ資源や成果を還元していく。	地域連携 福山市立大学附属図書館利用規程 福山市立大学地域連携センター規程 福山市立大学国際交流センター規程 大学概要

(9) 管理運営・財務に関すること

(1) 点検評価結果

自己評価	関連法令等に適合している。
優れた点	更なる教育研究の質の向上を図るとともに、学生の学習・交流環境を整えるため、小松安弘記念館を整備した。また、情報工学部開設に向け、校舎の整備を進めている。
改善を要する点	更なる外部資金の獲得、自己収入の増加に向けて取り組む必要がある。
改善に向けた今後の進め方	外部資金の獲得においては、外部人材による応募書類の点検を実施予定である。 資産の有効活用による自己収入の確保に取り組んでいく。

(2) 点検評価の概要

第1 校地・校舎等

港町キャンパス（小松安弘記念館を含む。）の校地面積は13,924.97㎡、校舎面積は11,826.10㎡であり、大学設置基準に定める基準面積を上回っている。

港町キャンパスには、講義室11室（大講義室1室、中講義室4室、小講義室6室）、多目的室4室、ゼミ室22室、教員研究室64室を整備している。また、情報処理演習室3室、工学演習室2室、科学実験室2室、心理学実験室1室を整備するとともに、書道教室、音楽室、図画工作室、家庭科調理室を各1室整備している。さらに、屋内体育館1館、トレーニング室1室、実技演習室1室を整備するとともに、学生の自習用施設として、自習室4室、ピアノ練習室4室、器楽練習室4室、院生実験・研究室6室を整備している。このほか、課外活動施設として、学友会室1室、部室2室、和室等を整備している。

小松安弘記念館には、講義室2室、多目的研修室2室、ゼミ室2室、ミーティングルーム（教室として使用可能）2室、教員研究室8室を整備している。また、学生の厚生補導施設として、ラーニングコモンズ2室、学修サポートルーム1室、学生交流サロンを整備している。さらに、屋根付き運動場1面を整備している。

2011年竣工の港町キャンパス校舎及び2024年竣工の小松安弘記念館は耐震基準を満たすだけでなく、バリアフリー認定建築物となっている。

なお、(旧)北本庄キャンパスについては、小松安弘記念館の整備に伴い、2026年3月をもって福山市からの無償貸与を終了した。

現在、2027年4月の情報工学部開設に向け校舎を整備しており、校地は2025年1月に取得、校舎は2027年2月竣工予定である。

表1 大学設置基準として算定する校地・校舎面積（単位：㎡）

区分	校地面積	校舎面積
設置基準面積	10,000.00	7,877.33
大学全体（港町キャンパス）	13,924.97	11,826.10
新棟（整備中）	1,947.75	2,930.49

第2 事務組織

本学では、学則第5条及び公立大学法人福山市立大学組織規程第9条に基づき、法人及び大学（大学院を含む。）の事務を行う事務局を設置している。

事務局には、経営企画課、総務課及び学務課を置いている。経営企画課は、大学法人の管理運営に関する庶務的事務、人事、給与、財務関係等を担っている。総務課は、大学の運営に関する庶務的事務、施設管理、システム管理、危機管理、研究支援、外部資金の獲得、産学官連携、地域（連携）貢献活動、自己点検評価、附属図書館事務を担当している。また、学務課は教育活動を展開するため、教務、学生支援、入学者選抜、就職支援の「キャリアデザインセンター」や「心とからだのサポートセンター」等の事務を担当している。

第3 財務

1 資産の保有状況

2024年9月、福山市から小松安弘記念館の建物の出資及び構築物の譲与を受ける。また、情報工学部開設に向けて、2025年1月、校舎の整備を行う用地を広島県から購入。

表2 財産の推移

区分	2023年度期首		2025年度期末		差引増減	
	面積(㎡)	価額(千円)	面積(㎡)	価額(千円)	面積(㎡)	価額(千円)
土地	19,202.07	1,004,406	21,485.77	1,156,501	2,283.70	152,095
建物	18,182.26	2,856,073	21,332.03	4,075,373	3,149.77	1,219,300
合計	—	3,860,479	—	5,231,874	—	1,371,395

2 財務の状況

市から交付される運営費交付金の算定に当たっては収入と支出との差引不足額を毎年度積み上げる方式を採用し、様々な状況の変化に柔軟に対応できる仕組みとしている。

各年度の総利益は、積立金又は目的積立金に全額積み立てている。

表3 2023年度～2025年度予算及び決算（単位：百万円）

区分	2023年度		2024年度		2025年度
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額
収入					
運営費交付金	837	810	929	903	1,101
授業料及び入学料検定料	720	693	724	700	714
補助金	14	11	344	322	1,265
雑収入	7	11	9	10	11
外部資金等収入	12	16	19	72	19
積立金取崩収入	—	—	24	17	17
計	1,590	1,541	2,048	2,023	3,127
支出					
教育研究経費	387	352	432	387	563
人件費	1,003	980	1,059	1,033	1,116
一般管理費	188	169	539	509	200
外部資金等経費	12	14	19	22	19
施設整備費	—	—	—	—	1,229
計	1,590	1,515	2,048	1,950	3,127
収入－支出	0	26	0	73	0

3 研究活動に対する資源配分

教員研究費として、教員の研究のための基盤研究費と特色ある研究を重点的・組織的に推進するための重点研究費を毎年度、予算確保している。このうち2024年度の重点研究費については初めての試みとして、科学研究費の審査結果が不採択となったもののうちA判定の研究に対し優先的に重点研究費を配分する「科研費枠」を新設した。研究成果は年1回、報告会を開催し、成果内容については大学HP上でも公開している。

研究推進会議において科学研究費、外部資金の確保に向けた研修会を開催している。また、科学研究費について、2024年度から外部講師による応募書類の点検を行い、採択率向上に向けた取り組みを強化している。

一方、研究不正の防止に係る研修会を開催するとともに、研究費の不正使用を防止し適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため不正防止計画を策定し、定期的に不正防止計画の実施状況をモニタリングしている。

第4 財務や大学の活動状況に係る監査・外部評価

監事2人による監事監査を受けるとともに、監査室による内部監査を実施している。2023年度及び2025年度に受けた福山市公立大学法人評価委員会による業務実績の評価において、外部資金の獲得や自己収入の増加に向けた取組の一層の推進について指摘があった。

(3) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料
大学設置基準第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるもの	福山市立大学学則 第5条（事務組織） 公立大学法人福山市立大学組織規程 第9条（事務局）

とする。 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 大学院については、大学院設置基準八条を参照	
大学設置基準第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照	施設概要 キャンパスマップ 自己点検評価に関する共通基礎データ
大学設置基準第三十五条（運動場） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。	施設概要 キャンパスマップ 自己点検評価に関する共通基礎データ
大学設置基準第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照 ※ 大学院については、大学院設置基準第十九条・第二十二条を参照 ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照	施設概要 キャンパスマップ 自己点検評価に関する共通基礎データ
大学設置基準第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。 ※ 大学院については、大学院設置基準第二十条を参照	施設概要 キャンパスマップ 自己点検評価に関する共通基礎データ
大学設置基準第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。 ※ 大学院については、大学院設置基準二十二条の三を参照	施設概要 キャンパスマップ 食堂・売店 福山市立大学学則 第4条（附属施設） 公立大学法人福山市立大学施設管理規程 福山市立大学附属図書館規程 自己点検評価に関する共通基礎データ 公立大学法人福山市立大学定款 中期目標・中期計画・年度計画・業務実績報告書・評価結果 公立大学法人福山市立大学第一期中期計画 (2024年3月変更認可)

	公立大学法人福山市立大学教員研究費取扱規程 公立大学法人福山市立大学監事監査規程 公立大学法人福山市立大学内部監査規程 公立大学法人福山市立大学科学研究費補助金内部監査実施規程 公立大学法人福山市立大学研究活動不正行為防止規程 公立大学法人福山市立大学研究費不正使用防止規程 福山市立大学における研究費の不正防止計画 福山市立大学重点研究費配分要綱 研究活動上の不正行為の防止等に向けた取組
--	---

2 重点的取組テーマに関する自己点検評価

教育研究の水準の向上に関するテーマ

水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資しているかの観点から評価します。

評価にあたっては、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していることを確認します。

■様式

テーマ No. 1	
-----------	--

(1) 取組内容に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書等を作成する等、取組が組織的に行われているか	
取組が教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・水準向上のために効果的に機能を果たせるよう取り組んでいるか	

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成する等、水準の向上のために実施している。	見直すことが望ましい。	
改善の取組	取組の内容・方法を定期的に見直している。	見直すことが望ましい。	

(3) 点検評価結果

自己評価	
優れた点	
改善を要する点	
改善に向けた今後の進め方	

(4) 関連資料

--

■自己点検評価の方法

(1) テーマの選定

福山市立大学自己点検評価規程（平成 23 年大学規程第 72 号）第 4 条に規定する自己点検評価の基本項目のうち、「(10) 内部質保証」の項目として、自己点検評価委員会は、認証評価の指摘事項や日頃の活動等で明らかとなった課題の中から、自己点検評価を実施する「重点的取組テーマ」を定めます。

(2) 情報収集・現状確認の実施

テーマに関連する組織と連携し、情報収集や現状確認を行います。

収集した情報等は「関連資料」に記載します。

(3) 「取組内容に関する自己点検評価」の記入

適切かつ実質的な活動が行われているかの観点で評価することを目的として、テーマに関連する組織から提供された情報収集や現状確認を踏まえ、取組の実態を明らかにします。

(補足)

- ・テーマに関連する組織が複数ある場合には、組織ごとに評価します。
- ・教育研究の水準の向上に一定の成果があるかを確認します。
- ・学外に取組の趣旨・効果等を適切に説明・公表できるかを確認します。

(4) 「内部質保証に関する点検評価」の記入

単に実施するだけでなく、全学的に取組を不断に改善・向上させる姿勢があるかの観点で評価することを目的として、「取組内容に関する自己点検評価」を踏まえ、PDCA サイクルの現状を明らかにします。

(補足)

- ・大学の理念や取組ができた経緯等に沿っているか確認します。

テーマ No. 1	大学院の定員充足に向けた取組について
-----------	--------------------

(1) 取組内容に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	第1 教育学研究科 教育学研究科では、大学院の定員充足と教育内容の改善に向けて、学生・志願者ニーズの把握と広報活動の強化に継続的に取り組んできた。修了予定者アンケートや学習ニーズ調査を通じた情報収集・分析を行うとともに、志願者数・入学者数の推移について研究科間で共有し、改善策の検討を進めている。教育内容については、担当教員による振り返りと履修者へのヒアリングの実施を継続し、新設した科目の効果の検証を行っている。また、社会人及び留学生のニーズを踏まえ、国内外での広報活動を展開し研究生を受け入れるとともに、オンライン授業導入の可能性について他大学院の事例を参考に検討を開始した。加えて、学部卒業生の大学院進学を促す広報や制度整備を行い、ストレートマスター入学者数の改善に向けた取組を進めている。 第2 都市経営学研究科 都市経営学研究科では、大学院の定員充足と教育内容の改善に向けて、①他大学の取組把握、②広報活動の強化、③学部学生や学外志願者のニーズ把握、④入試方法等の見直し、に継続的に取り組んできた。その結果、他大学では社会人大学院生の受け入れに積極的に取り組まれていることを鑑み、本研究科においても、定員充足には至っていないものの、学部からの進学者とともに社会人大学院生の入学者受入が増えつつある。また、こうした志願者確保の取り組みに加え、研究科では入試方法等の変更を検討してきており、2027年度入試より筆記試験／外国語(英語)を英語資格・検定試験の成績証明書提出に替える等の改革を行い、さらに、2026年度秋入学者向けの入試を実施する等、定員充足に向けた取り組みを進めてきている。
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書等を作成する等、取組が組織的に行われているか	第1 教育学研究科 大学院の定員充足に向け、研究科教授会にて承認された広報計画に基づき、個別説明や相談対応を実施した。オープンキャンパス、オンライン個別相談会、教員主催勉強会、教育委員会を通じて問い合わせがあった。また、学部生・大学院生の教育研究交流及び大学院進学促進を目的として、大学院研究科発表会(中間発表会、研究構想発表会、最終発表会等)を計画的に実施し、学部生、研究生、社会人の参加が見られた。大学院生と教員の共同研究促進のため、院生研究費助成制度の上限額を見直した。さらに、ストレートマスター促進策として先取履修制度を設けたほか、教員免除制度に対応した科目を設定した。加えて、社会人ニーズを踏まえた1年制プログラムを導入し、学会大会や保育実践研究講座の開催を通じて、現職・退職教員等の大学院進学促進を図った。 第2 都市経営学研究科 大学院の定員充足に向けた取組は、学長のリーダーシップの下、研究科の広報担当・教務担当・運営委員会・教授会等において、情報の共有、志願者確保の取り組み、入試改革の検討・実施など、組織的に改善に取り組んできている。広報活動の強化は、研究科の広報担当教員を中心にホームページの見直しや、入試説明会等を開催してきている。また、学部生・大学院生の教育研究交流及び大学院進学促進を目的として、研究科の教務担当教員が主導して大学院研究科発表会(中間発表会、最終発表会等)を計画的に実施し、参加・交流を行ってきている。なお、研究科の入試方法等の見直しに際しては、研究科教授会での審議を経て、部局長会議や教育研究審議会での審議を経て、関係規程や3ポリシーの改定を行ってきた。
取組が教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・水準向上のために効果的に機能を果たせるよう取り組んでいるか	第1 教育学研究科 改善に取り組んだ結果、2024年度志願者数は3名(入学者2名)、2025年度志願者数は4名(入学者2名)、2026年度志願者数は9名(入学者4名)に増加した。また、在籍する大学院生とは別に、2026

	るか	年4月現在、先取履修制度を活用した教育学研究科進学希望者が2名、研究生4名が在籍している。 大学院生と教員の共同研究を促進するための「共同研究（院生研究費）助成制度」については、2023年度の採用者はなかったが、2024年度の採用者は1名、2025年度の採用者は2名となり増加した。 上記を含む取り組みの結果、共同研究による成果（学会発表、紀要論文投稿等）は着実に活性化された。 第2 都市経営学研究科 定員充足に向けた取り組みを遂行してきた結果、2025年度志願者数は3名（入学者2名、うち社会人大学院生2名）、2026年度志願者数は4名（入学者3名、うち社会人大学院生2名）に至っており、今後、2026年7月に、2026年度秋入学者の入試を実施する予定である。また、大学院生と教員の共同研究を促進するため、学部インセンティブ経費を活用した「共同研究（院生研究費）助成制度」については、2025年度の採用者は2名あり、着実に共同研究が進められてきている。なお、過年度に実施してきた「共同研究（院生研究費）助成制度」の成果については、紀要「都市経営」での論文発表等に至っており、研究科における研究の取り組みは、着実に活性化してきている。
--	----	---

（2）内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	各研究科運営委員会において「教務・学生担当教員」「広報担当教員」などを定めて体制を整え、教授会で改善のための実施方針等を審議し、進捗を適宜確認しながら、組織的に取り組むシステムを構築している。
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	中期計画・年度計画を踏まえつつ、取組を実施している。
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成する等、水準の向上のために実施している。	適切である。	第1 教育学研究科 教育学研究科では、新たな制度の創設、広報計画の立案や個別相談会の実施などの取り組みを、研究科教授会や部局長会議、教育研究審議会等の場において、組織的に取り組んでいる。 第2 都市経営学研究科 都市経営学研究科では、定員充足に向けた取り組みとして、①他大学の取組把握、②広報活動の強化、③学部学生や学外志願者のニーズ把握、④入試方法等の見直し、に継続的・組織的に取り組んできており、これらの取り組みは、研究科の広報担当や広報担当、研究科運営委員会や教授会、全学の部局長会議や教育研究審議会等の場において、検討・議論・情報共有等に取り組んできており、組織的な取り組みを遂行してきている。
改善の取組	取組の内容・方法を定期的に見直している。	見直すことが望ましい。	定員充足に向けた取組は、引き続き、学長主導のもと、各研究科が主体的に取り組んでいく必要があり、また、志願者増に向けた積極的な取組は、研究科教授会や教育研究審議会等の場で、組織的に取り組んでいく必要がある。

（3）点検評価結果

自己評価	取組のための体制やシステムは構築できており、また各研究科での取組も予定通り進捗しており、2025年度実施の2026年度入試では、志願者・合格者が過年度に比して増加してきている。
優れた点	2026年度入試（2025年度実施）では、第1回・第2回ともに志願者が確保でき、志願者・合格者が過年度に比して増加してきている。
改善を要する点	志願者増に向けた取組を推進し、定員充足について改善していく必要がある。 研究生を含む留学生に対してより丁寧な支援ができるように、サポート体制を充実させる必要がある。
改善に向けた今後の進め方	定員充足とともに、大学院での学びの充実に取り組み、継続的な志願者・合格者の確保に取り組む必要があると認識している。

（4）関連資料

教育研究審議会の資料（公表できる内容のみ） 研究科教授会の資料

テーマ No. 2	現行のシラバスの活用と学生の学修の状況について
-----------	-------------------------

(1) 取組内容に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	2022 年度に受審した大学機関別認証評価において、「改善を要する点」として、「シラバスについて作成要領を定めるとともに、全学として組織的なチェック体制の強化が求められる。」と指摘されたことに対応し、他大学の事例等の情報の収集、分析を行い、2023 年度に教務委員会により「シラバスの作成要領」が作成され、全学として組織的なチェック体制が構築され、その運用が開始されている。 2025 年度では、2024 年度に改訂したシラバス作成要領に対する意見を集約し、定期試験の実施回の記載に関する留意事項、「授業科目区分」や「配分年次・学期」等の「科目基礎情報」に関する留意事項、「オンライン授業」を実施する場合の留意事項を追加し、シラバス作成要領を改善した。 「現行のシラバスの活用と学生の学修の状況」について、2023 年度（シラバス作成要領前）と 2024 年度（シラバス作成要領後）の状況を把握するために、両年度に実施した学生による「授業評価アンケート」（FD 委員会主管）調査の集計結果を比較検討し、質問項目 4「シラバスは学習を進めるうえで役立ちましたか」と質問項目 12「この授業のために自学自習を十分に行いましたか」に焦点を当てて分析を行った結果、両項目の全体平均値は、ともに 2024 年度が 2023 年度より上昇傾向にあり、改善が見られたと考えられる。 今後、さらに各種委員会（教務委員会、学生委員会など）が連携して「学生生活実態調査」の結果について分析を行い、具体的に「現行のシラバスの活用と学生の学修の状況」を明らかにし、更なる改善に向けて作業する必要がある。
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書等を作成する等、取組が組織的に行われているか	2023 年 4 月から、教務委員会を中心に WG が組織され、「シラバス作成要領」が検討され、関係委員会及び教授会等の意見も聴きながら、同年 7 月までに同要領を策定した。また、シラバスの記載内容を組織的にチェックする体制については、各科目区分別に所管する委員会等を検討し、教務委員会で審議され、全学の取組として実施することとしている。 教務委員会において、前年度のシラバス作成及び点検の結果を集約し、問題点の把握及び改善について検討を行っている。
取組が教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・水準向上のために効果的に機能を果たせるよう取り組んでいるか	2023 年度より「シラバス作成要領」とチェック体制等が整えられたことから、今後、状況を適切に把握しながら、不断の改善の取組が求められる。 シラバス点検により、改善点が指摘されたシラバスについては、担当教員にその旨通知し、シラバスの改訂及び再提出を求めている。これによって、学生がシラバスの記載内容をより明確に読み取ることができるようになっている。

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	「シラバスの作成要領」については教務委員会が所管し、チェック体制については科目区分別に所管する委員会等が定められている。
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	2023 年度から「シラバスの作成要領」に従って担当教員がシラバスを作成し、科目区分別に定められた委員会等がそれをチェックする取組を実施している。
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成する等、水準の向上のために実施している。	見直すことが望ましい。	取組が 2023 年度より開始されたところであり、今後、適切に自己点検評価が行われる必要がある。
改善の取組	取組の内容・方法等を定期的に見直している。	見直すことが望ましい。	今後、自己点検評価に基づき、取組の内容・方法等を定期的に見直す必要がある。

(3) 点検評価結果

自己評価	大学機関別認証評価の指摘事項に速やかに対応し、シラバス作成要領を定めるとともに、全学と
------	---

	して組織的なチェック体制が構築されている。
優れた点	上記の認証評価で「今後の進展が望まれる点」として指摘された次の2点について、「シラバス作成要領」の策定に併せて、シラバスの様式を改訂した。 ・成績評価基準について、学修到達目標の達成度をどのような観点から評価するのかが学生に明確に伝わるよう到達目標を考慮した記述とした。 ・「卒業又は修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー, DP）」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー, CP）」と、各授業科目の関係について、学生に明示するよう改訂した。
改善を要する点	取組が2023年度より開始されたところであり、今後、適切に自己点検評価を行い、その自己点検評価に基づき、取組の内容・方法等を定期的に見直す必要がある。
改善に向けた今後の進め方	教務委員会において前年度のシラバス作成及び点検の結果を集約し、シラバスに関する問題点の把握及び改善等の対応を行う。

（４）関連資料

2023年度（令和5年度）福山市立大学FD活動報告書（2025年（令和7年）3月）
2024年度（令和6年度）福山市立大学FD活動報告書（2026年（令和8年）3月）

テーマ No. 3	学修者本位の成績評価基準の設定について
-----------	---------------------

(1) 取組内容に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	2022 年度に受審した大学機関別認証評価において、「今後の進展が望まれる点」として、「成績評価基準について、学修到達目標の達成度をどのような観点から評価するのが学生に明確に伝わるよう到達目標を考慮した記述とすることが望まれる。」と指摘されたことに対応し、他大学の事例等の情報の収集、分析を行い、2023 年度の教務委員会において「シラバス作成要領」を策定するとともに、シラバスの様式を改訂した。
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書等を作成する等、取組が組織的に行われているか	教務委員会において上記「到達目標を考慮した成績評価基準の記述」について原案を作成し、両教授会の意見を参考にしながら「シラバス作成要領」に盛り込んだ。 作成されたシラバスは、各科目区分別に所管する委員会等が検討され、教務委員会で審議され、全学の取組として実施することが決定されている。 教務委員会において、前年度のシラバス作成及び点検の結果を集約し、問題点の把握及び改善について検討を行っているが、2025 年度に上記「到達目標を考慮した成績評価基準の記述」に関する問題点の指摘等はなかった。
取組が教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・水準向上のために効果的に機能を果たせるよう取り組んでいるか	2023 年度よりシラバスの様式の改訂及びチェック体制等が整えられたことから、今後、状況を適切に把握しながら、不断の取組の改善が求められる。

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	シラバスの様式等については教務委員会が所管し、チェック体制については科目区分別に所管する委員会等が定められている。
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	改訂後のシラバス作成要領及びシラバスの様式に従って担当教員がシラバスを作成し、科目区分別に定められた委員会等がそれをチェックするという運用が、2023 年度より開始されたところである。
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成する等、水準の向上のために実施している。	見直すことが望ましい。	取組が 2023 年度より開始されたところであり、今後、適切に自己点検評価が行われる必要がある。
改善の取組	取組の内容・方法を定期的に見直している。	見直すことが望ましい。	今後、自己点検評価に基づき、取組の内容・方法を定期的に見直す必要がある。

(3) 点検評価結果

自己評価	大学機関別認証評価の指摘事項に速やかに対応し、シラバスの様式の改訂及び作成要領を定めるとともに、全学として組織的なチェック体制が構築されている。
優れた点	特になし。
改善を要する点	取組が 2023 年度より開始されたところであり、今後、適切に自己点検評価を行い、その自己点検評価に基づき、取組の内容・方法を定期的に見直す必要がある。
改善に向けた今後の進め方	教務委員会において前年度のシラバス作成及び点検の結果等を集約し、シラバスに関する問題点の把握及び改善等の対応を行う。

(4) 関連資料

--

テーマ No. 4	「卒業又は修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー, DP）」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー, CP）」の一貫性の検証と、各授業科目との対応関係について
-----------	---

（１）取組内容に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	2022 年度に受審した大学機関別認証評価の指摘を踏まえ、2023 年度に教務委員会がシラバス様式及び作成要領を改訂し、2024 年度、2025 年度も要領に基づく継続的な見直しを行った。大学院においても、各研究科の教務担当を中心に同様の取組を進めている。 第1 教育学部 教育学部では、学修の系統性とディプロマ・ポリシーとの関連を明確にするため、カリキュラム・ツリーを作成し、学部基礎科目において学生に提示した。新教育課程では初年次必修科目「児童教育概論」を新設するとともに、「人間と教育」「発達と教育」「文化と教育」「福祉と教育」を既に実施した。あわせて、基幹領域科目の専任配置を進め、ICT 教材活用や集中講義の在り方について課題共有と改善検討を行っている。 第2 都市経営学部 都市経営学部では、学修の系統性とディプロマ・ポリシーとの関連を明確にするため、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを作成に取り組んできており、このうちカリキュラム・マップについては、新入生オリエンテーションや学部基礎科目である「都市経営入門」において、学生に提示・説明してきている。また、学部の専門教育科目の体系化・可視化に資するカリキュラム・ツリーの作成は、3つの重点履修領域（計画・デザイン、経済・経営、共生・開発）で作成し、これに基づくカリキュラム改訂を2027年度より実施する予定である。
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書を作成する等、取組が組織的に行われているか	学部の授業科目については教務委員会が、研究科については各研究科の教務担当が、「シラバスの作成要領」等に基づく取組を所管し、学部や研究科の教授会等の場でスケジュール等について審議・報告・実施する等、継続的な運用に取り組まれてきている。 各学部や共通教育については、前出の内容について、学部教授会や共通教育委員会等の場において組織的に取組が遂行されてきている。
取組が教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・水準向上のために効果的に機能を果たせるよう取り組んでいるか	第1 教育学部 教育学部では、教育コース及び保育コースにおいて高い資格取得率と専門に即した進路実績を維持している。2025 年度卒業判定者において、教育コースは全員が小学校免許を取得し、特別支援・幼稚園免許も複数取得した。保育コースもほぼ全員が保育士資格及び幼稚園免許を取得し、卒業生は学校、保育所、認定こども園、福祉施設等へ進路決定しており、ディプロマ・ポリシーは概ね達成されている。また、学部基幹科目や保育5領域の科目について、採用人事及び科目調整により専任教員による配置を実現し、教育体制の安定化を図った。さらに、ICT 教育に対応できる教員養成に向け、ICT 活用科目の整備やFD 活動を通じて授業改善を進めている。 第2 都市経営学部 都市経営学部のカリキュラム・マップは、学部長が案を作成し、学部運営委員会や学部教授会での検討・議論を経て、とりまとめを行った。また、カリキュラム・ツリーの検討・作成は、3つの重点履修領域（計画・デザイン、経済・経営、共生・開発）で案を作成するとともに、学部教務委員による検討・議論を経て、学部運営委員会や学部教授会で検討・議論を行ってきた。今後、2027 年度からのカリキュラム改訂を見据え、教員配置計画を踏まえつつ、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーの修正・確定を、学部教務委員会や学部運営委員会、学部教授会で進めることと予定している。

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	シラバスの様式等に基づく教育の質保証については、教務委員会や各研究科教務担当が所管して時点修正・実施等に取り組むとともに、チェック体制については科目区分別に所管する委員会等が定められ、各学部・研究科において、質保証への具体的な取り組みを遂行してきている。
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	作成要領に基づくシラバス見直しは、授業担当教員が自己点検していく等の運用が 2025 年度も継続的に、組織的に取り組まれてきている。 また、各学部等での DP・CP の一貫性と授業科目との対応については、改訂されたシラバスに基づき運用されてきているとともに、各組織の個別課題について、各々が組織的に取り組んでいる。
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成する等、水準の向上のために実施している。	適切である。	2023 年度より開始した「シラバスの作成要領」等に基づく DP・CP の一貫性と授業科目との対応については、計画通りに、組織的に取り組まれてきており、要領のブラッシュアップ等にも取り組まれている。 また、各学部等での DP・CP の一貫性と授業科目との対応についても、各々が組織的に取り組んでいる。
改善の取組	取組の内容・方法等を定期的に見直している。	見直すことが望ましい。	「シラバスの作成要領」等に基づく DP・CP の一貫性と授業科目との対応については、継続的に点検・改善に取り組み、適宜、改訂等を行う必要がある。 また、各学部等での DP・CP の一貫性と授業科目との対応についても、取組状況を全学的に確認する場を設け、着実に進めていく必要がある。

(3) 点検評価結果

自己評価	大学機関別認証評価の指摘事項に速やかに対応し、シラバスの様式の改訂及び作成要領を定めるとともに、全学として組織的なチェック体制が構築されている。また、「全学的な教学マネジメントを担う組織を明確化し、DP・CP の一貫性について継続的に検証する」ことについては、各学部において、検証に取り組んでいる。 一方で、各学部等での DP・CP の一貫性についての継続的な検証を担う組織の明確化や、全学的な教学マネジメントを担う組織の明確化については、学部教務委員会や全学教務委員会が、その役割を果たすことになるものと考えられるが、これについての議論・検討が必要である。
優れた点	シラバスの様式の改訂及び作成要領を定め、全学として組織的なチェック体制が構築されているとともに、要領のブラッシュアップにも取り組んでいる。 また、各学部等での DP・CP の一貫性と授業科目との対応についても、各々が組織的に取り組んでいる。
改善を要する点	2025 年度は取組実施とともに、その検証も行われ、必要に応じて要領の修正等に取り組まれたが、引き続き、適切に自己点検評価が行われる必要があり、さらに今後、自己点検評価に基づき、取組の内容・方法等を定期的に見直す必要がある。 また、「DP・CP の一貫性について継続的に検証する」ことについては、各学部において組織的に取り組まれているが、「全学的な教学マネジメントを担う組織を明確化」するところまでには至っておらず、今後の課題として検討する必要がある。
改善に向けた今後の進め方	教務委員会において、引き続き、前年度のシラバス作成及び点検の結果等を集約し、シラバスに関する問題点の把握及び改善等の対応を行う。

(4) 関連資料

--

テーマ No. 5	学長をトップとする内部質保証体制の充実について
-----------	-------------------------

(1) 取組内容に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	教員活動調査、自己点検評価に関する共通基礎データの収集、授業評価アンケート、全国学生調査、研修受講者アンケート、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムのための情報収集、重点的取組テーマのための情報収集などを、継続して行っている。 大学院の定員充足、外部資金獲得、附属図書館の入館者数、貸出冊数、給付型奨学金の採択人数、学生の学習成果に関するアンケート調査、教員活動調査に基づいた出前授業の実施回数や地域連携事業の実績などについて、経年変化での収集・分析を行っている。
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書等を作成する等、取組が組織的に行われているか	福山市立大学自己点検評価委員会規程において「教育研究水準の向上を図り、大学の社会的使命を達成すること」と目的を定めている。 「福山市立大学自己点検評価規程」において本学が自ら行う点検評価の体制や基本項目を、「福山市立大学自己点検評価委員会規程」において評価の企画、立案、実施を担う委員会の組織構成や審議事項について、「実施要領」において毎年度の自己点検評価実施について定めている。 自己点検評価の実施組織は、規程及び運用方針によって「自己点検評価委員会」であることが明確に定められている。2025 年度からは学長自らが会議に参加し、議長を務めることで、内部質保証を学長トップの体制で直接的に行う姿勢が強化されている。 自己点検評価の基本的な実施手続きは、「福山市立大学自己点検評価規程」に明文化されている。作業の進行は、「実施要領」に基づいて進められる。 自己点検評価の取組は、規程に基づく組織体制の整備、明確な役割分担、及び PDCA サイクルの確立により、極めて組織的に行われている。
取組が教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・水準向上のために効果的に機能を果たせるよう取り組んでいるか	自己点検評価の結果を単なる記録に留めず、PDCA サイクルを通じて教育研究水準の向上に直結させる仕組みを構築し、具体的な改善に取り組んでいる。 制度的仕組みとして、自己点検評価規程第 9 条に基づき、評価結果を具体的な改善に繋げるプロセスが明確化されている。 ・「重点的取組テーマ」として設定された項目について、「大学院の定員充足」、「シラバスと組織的チェック」、「競争的外部資金の獲得」、「スタッフ・ディベロップメント (SD)」などについて、実質的な改善が進められている。 教育プログラムの不断の見直しとして、数理・データサイエンス・AI 教育において独自の授業アンケート結果や文部科学省のモデルカリキュラム改訂（生成 AI の項目追加等）を受け、2025 年度のシラバス記載内容や授業内容の変更など、必要な対応を行っている。 2025 年度より、内部質保証をより実効性のあるものにするため、学長自らが自己点検評価委員会の委員長として会務を総理し、課題解決を具体化する体制となった。これにより、学内の課題認識を共有し、課題解決を迅速に具体化できる体制へと強化された。

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	第1 規程の整備 内部質保証は、大学全体で行う自己点検評価の柱の一つとして、以下のとおり明文化されている。 1 福山市立大学自己点検評価規程 第4条において、自己点検評価の基本項目（全10項目）の最後（第10号）に「内部質保証」を明確に位置づけている。 2 評価基準の設定 同規程第5条に基づき、内部質保証を含む各項目について具体的な評価基準を別に定め、社会状況の変化に応じて継続的に見直しを行っている。

			第2 実施体制 内部質保証を実質化するため、組織的な体制が構築されている。 1 自己点検評価委員会 学内全体の自己点検評価及び認証評価の企画・立案・実施を担う中核組織。 2 学長トップの体制 2025 年度からは内部質保証の実効性を高めるため、学長自らが委員長として会務を総理する体制へと強化されている。 第3 内部質保証の点検 内部質保証の点検は、以下の定型化された手続き（フロー）に従って実施される 1 重点的取組テーマの選定 認証評価での指摘事項や日頃の活動で明らかになった課題から、毎年度「重点的取組テーマ」を定める。内部質保証はこの「重点的取組テーマ」として扱われる。 2 点検評価フローの運用 課題発見、現状把握、分析、評価、報告・改善という一連のプロセスがフロー図として可視化されている。 3 点検評価シートの活用 具体的な評価の観点として、「テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めているか」という項目が評価シートに組み込まれており、システム構築の妥当性をチェックする仕組みになっている。
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	「自己点検評価委員会」において、設定されたテーマに沿って組織的かつ体系的に実施されている。 第1 重点的取組テーマに沿った評価の実施 認証評価での指摘事項や日常の活動から得られた課題に基づき、10 個の「重点的取組テーマ」を定めており、テーマ毎に具体的な作成担当者（副学長、学部長、研究科長など）が指名され、それぞれの責任範囲において点検・評価が行われている。 第2 学長主導による実効性の担保 2025 年度からは、内部質保証をさらに実質化するため、学長自らが自己点検評価委員会の委員長として会務を総理している。これにより、評価結果に基づき学長が直接各部局へ改善指示を出す体制が強化されており、評価が形骸化しないよう工夫されている。
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成する等、水準の向上のために実施している。	適切である。	教育研究水準の向上のため、「重点的取組テーマ」を設定し、それらに対して組織的な自己点検評価を実施している。 点検の結果は、体系的な報告書としてまとめられている。自己点検評価結果（単年度版）では毎年度の進捗や課題をまとめている。原則として3年に一度、過去3年分の成果をまとめた自己点検評価結果を大学公式サイト等で公表している。 自己点検評価委員会は結果を学長に報告し、学長は改善が必要な事項について関係部局へ改善策の策定を指示する。 2023 年度～2025 年度の活動をまとめた自己点検評価報告書を作成した。
改善の取組	取組の内容・方法を定期的に見直している。	適切である。	2025 年度からは、内部質保証をさらに実質化するため、学長自らが自己点検評価委員会の委員長として会務を総理している。これにより、評価結果に基づき学長が直接各部局へ改善指示を出す体制が強化されており、評価が形骸化しないよう工夫されている。

（3）点検評価結果

自己評価	自己点検評価の実施体制と責任の明確化が行なわれたことが評価できる。 2023 年度～2025 年度の活動をまとめた自己点検評価報告書を作成したことが評価できる。
------	--

優れた点	内部質保証の実効性を高めるため、学長自らが自己点検評価委員会の委員長として会務を総理して課題解決を具体化する体制へと強化されたこと。
改善を要する点	2028 年度の認証評価を見据え、自己点検の結果を実質的な改革に繋げること。
改善に向けた今後の進め方	「はたらきかける自己点検評価委員会」への転換と実質化を検討する。 重点的取組テーマに対する「アクションプラン」を徹底する。 分散している情報の統合と「可視化」を推進する。

(4) 関連資料

福山市立大学自己点検評価規程 福山市立大学自己点検評価委員会規程 2022 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書 (福山市立大学) 自己点検評価に関する共通基礎データ 2024 年度自己点検・評価結果報告書 (「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル)」)

テーマ No. 6	ファカルティ・ディベロップメント (FD)、スタッフ・ディベロップメント (SD) の全学的な点検・見直し体制の整備について
-----------	--

(1) 取組内容に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	FD においては、FD 委員会により毎年テーマを定め、学内講師による FD 研修会及び学外講師を招いた FD 講演会が各 1 回開催されている。加えて、授業評価アンケートの結果等の総合的な分析として、“学生による授業評価アンケート”の自由記述において、要改善課題を明確にし、授業内容や授業方法の改善等を行う上での論点を整理し、教育の質の向上に向けた取り組みを行っている。 SD においては、全教職員を対象として、人権・ハラスメント、大学改革などの研修の目的やテーマを設定し、さまざまな研修を体系的、継続的に実施している。
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書等を作成する等、取組が組織的に行われているか	FD においては、学長を委員長とし、各学部長及び各学部 2 名の教員、事務局職員が委員による FD 委員会が組織されている。 また、毎学期末に実施されている「学生による授業評価アンケート」は、FD 委員会において所管し、実施要領等を定められている。そして、このアンケート結果について、FD 委員会により総合的な分析を行い、年度末に FD 活動報告書が作成され、学内で共有されている。 SD においては、職員研修規程で定めており、毎年研修計画を定めて実施している。実施する組織は研修の目的や内容によって分かれている。実施の手続きについて、それぞれの所管部署（所管課、委員会）で定めている。実施する所管部署において、受講者アンケート、自己点検評価、報告を実施し、教授会や、部局長会議まで共有している。 組織的な取組としては、毎年作成している年間研修計画を、次年度までに部局長会議、教授会での周知に加え、あらかじめ、教育研究審議会に諮った後に実施している。
取組が教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・水準向上のために効果的に機能を果たせるよう取り組んでいるか	FD においては、FD 委員会による学生による授業評価アンケートの結果が実際に授業改善につながっているか組織的な検証ができていない。 SD においては、実施する所管部署（所管課や委員会）による点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいる。 教職員全体を対象として法人・大学運営の将来や人材育成に係る特別研修は、理事長とも相談してテーマを決めて、年に 1 回は行うこととしている。

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	FD においては、規程に基づき FD 委員会が組織されており、大学の課題及び年度計画に基づく連続性のある FD 研修会や FD 講演会、授業に係る総合的な評価、報告書の作成・公表・大学の課題及び年度計画に基づく連続性のある FD 研修会や FD 講演会、授業に係る総合的な評価、報告書の作成・公表・共有に取り組まれている。 SD においては、総務課で所管しており、職員研修規程で定めている。また、体制や手続きについては、それぞれの研修を所管している部署（各課や各委員会等）で検討されている。
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	FD においては、FD 委員会や要領、年度計画に基づき、研修会・講演会や授業評価アンケートなど、所定の取組が適切に実施されている。 SD については、所管部署において、毎年テーマを検討したうえで、計画的に実施している。また、法人・大学運営の将来や人材育成に係る特別研修については、理事長とも相談してテーマを設定している。
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成する等、水準の向上のために実施している。	適切である。	FD においては、諸活動の成果を学部教授会で報告・共有するとともに、FD 委員会による FD 活動報告書が作成・公表・共有されている。 SD については、実施する所管部署において、受講者アンケート

			ート、自己点検評価、報告を実施し、教授会や、部局長会議まで共有している。
改善の取組	取組の内容・方法を定期的に 見直している。	見直すことが望ましい。	FD 委員会では様々な取り組みが計画どおりに実行されているが、委員会の呼びかけによる「教員相互の授業参観」については参加者数が低迷しており、また、参観結果に基づく組織的な授業の評価や改善、検証につながっていない。

(3) 点検評価結果

自己評価	FD においては、委員会が組織され、委員会や要領、年度計画に基づき所定の取組が適切に実施され、FD 報告書が作成・公表・共有されている。 SD においては、規程も整備され、各所管部署において適切に実施されている。 SD においては、法人・大学運営の将来や人材育成に係る内容の特別研修について、計画的な時期に実施するに至っていなかったため、あらかじめ大卒の時期を定めることとした。また、組織的な取組としては、2024 年度から毎年作成している年間研修計画を、次年度までに部局長会議、教授会での周知に加え、あらかじめ、教育研究審議会に諮った後に実施している。
優れた点	FD においては、規程に基づき FD 委員会が組織されており、大学の課題及び年度計画に基づく連続性のある FD 研修会や FD 講演会、授業に係る総合的な評価、報告書の作成・公表・大学の課題及び年度計画に基づく連続性のある FD 研修会や FD 講演会、授業に係る総合的な評価、報告書の作成・公表・共有に取り組まれている。
改善を要する点	FD においては、委員会の呼びかけによる「教員相互の授業参観」の実施に取り組まれてきているが、授業参観への参加者数が低迷しており、また、参観結果に基づく組織的な授業の評価や改善、検証につながっておらず、改善を要する。
改善に向けた今後の進め方	FD においては「教員相互の授業参観」の実施について、そのあり方等について、委員会等において検討する必要がある。

(4) 関連資料

--

テーマ No. 7	学習成果の把握・可視化に向けた全学としての取組の充実について
-----------	--------------------------------

(1) 取組内容に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	2022 年度に受審した大学機関別認証評価において、「今後の進展が望まれる点」として、「学習者本位の観点から、授業評価アンケートをはじめ、各種アンケートの結果を教育研究活動の改善につなげる等、学習成果の把握・可視化に向けた全学としての取組の充実が望まれる。」と指摘されたところだが、2023 年度は、同評価において「改善を要する点」として指摘された「シラバスについて作成要領を定めるとともに、全学として組織的なチェック体制の強化」を最重要課題として、教務委員会を中心に組み立てられており、学習成果の把握・可視化に向けた全学としての取組の充実については、今後の検討課題として残されている。 学生にとっての「学習成果の把握・可視化」に関しては、「履修の手引き」及びシラバス等において成績評価基準及び評価方法を公開するとともに、ポータル上で各自の履修状況及び単位修得状況を把握することができるようになっている。また、教員及び大学にとっての「教育成果の把握・可視化」に関しては、学期ごとの「授業評価アンケート」を通して学生の声を聞き、授業改善に取り組んでいる。 「授業評価アンケート」をはじめ、2025 年度から、2 年生と 4 年生を対象に「全国学生調査」、1 年生と 3 年生を対象に新しく整理された本学独自の「学生生活実態調査」が実施され、学生のニーズ等の情報の収集、分析が体系的、継続的に行われている。 学部単位で、学修者本位の構造化されたカリキュラム・マップの作成を進めている。
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書等を作成する等、取組が組織的に行われているか	「授業評価アンケート」は、FD 委員会が所管している。 「全国学生調査」と「学生生活実態調査」は、学生委員会が所管しており、その結果は、教務委員会と共通教育委員会にも情報共有している。 「全国学生調査」を除く各種アンケートについては、単純集計を行い、学生にフィードバックされている。また、自由記述の意見については、関係部局・委員会等にフィードバックされ、改善に向けて検討されている。
取組が教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・水準向上のために効果的に機能を果たせるよう取り組んでいるか	各種アンケートを別々の委員会で所管しているため、統一的・総合的な分析や効果的な改善に向けての総合的な取組までには至っていない。 教務委員会において、「学習成果の把握・可視化」及び「教育成果の把握・可視化」の充実に向けた課題点の整理を始めたところであり、今後、その対応策を具体的に確定させ、関連部局と協力しながら対応を進めていく必要がある。

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	各種アンケートを所定の委員会で継続的に実施する体制が構築されている。
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	各種アンケートを所定の委員会で継続的に実施し、集計結果は学生や関係部局・委員会等へフィードバックしている。
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成する等、水準の向上のために実施している。	適切である。	集計結果は関係部局・委員会等において、改善に向け適切に検討されている。
改善の取組	取組の内容・方法を定期的に見直している。	見直すことが望ましい。	各種アンケートの質問項目や実施方法、所管する委員会について、これまで一部見直しを行ったが、学習成果の把握・可視化に向けた全学としての取組の充実については、今後の検討課題として残されている。

(3) 点検評価結果

自己評価	各種アンケートを所定の委員会で継続的に実施する体制が構築され、集計結果がフィードバック
------	---

	され、改善に向け関係部局・委員会等で検討されている。
優れた点	特になし。
改善を要する点	各種アンケートを統一的・総合的に整理・分析し、学習成果の把握・可視化に向けた全学としての取組の充実が望まれる。
改善に向けた今後の進め方	各種アンケート結果を受けて関連部局・委員会等で実施された改善策について、その成果を集約し、さらなる改善が必要か検討する。 教務委員会において「学習成果の把握・可視化」及び「教育成果の把握・可視化」の充実に向けた課題点の整理を行い、その対応策を具体的に確定させ、実施する。

(4) 関連資料

--

テーマ No. 8	研究成果・研究知見を地域社会に還元する取組
-----------	-----------------------

(1) 取組内容に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	第1 教育学部 毎年、「学術の日」を開催し、地域との研究交流がされている。「教育学部研究紀要」を毎年発刊し、広く知見を地域に還元している。特に地域と連携した取組としては、学部公認地域連携事業や研究科修士との共同研究、「学術の日」の報告等が掲載された。 第2 都市経営学部 都市経営学部においては、研究成果を地域社会に還元する取組として、継続的に以下の①から④の取り組みを行ってきた。 ①教員による学会活動や重点研究へ積極的に参加し、学会発表や論文投稿等により研究成果・研究知見を地域社会に還元する。 ②地方公共団体や民間企業等との共同研究（奨学寄付金、委託研究等）に組み込み、社会貢献活動等を通して還元する。 ③各種行政会議（審議会・協議会等）の場に、学識経験者として参画し、研究知見を地域社会に還元する。 ④学部紀要「都市経営」に論文を投稿し、これを広く公表していくことで、研究知見を地域社会に還元する。
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書等を作成する等、取組が組織的に行われているか	第1 教育学部 児童教育学の確立のために、教育学部教員 26 名（退職者を含む）の執筆による「子どもからはじまる保育・教育—地域に根ざした児童教育学—」（2025 年 3 月、大学教育出版）を出版し、研究成果・研究知見を地域社会へ還元した。 教員各自が行っている地域貢献活動を組織として共有するために、「今後の教育学を考える集い」を開催した。 第2 都市経営学部 都市経営学部における、研究成果を地域社会に還元する取組は、以下の通り、組織的な取り組みとして進められてきている。 ①教員による学会活動や重点研究へ積極的に参加は、学内の規程等に基づき申請・参加するとともに、その成果は、教員活動報告等により学内で共有されてきている。 ②地方公共団体や民間企業等との共同研究（奨学寄付金、委託研究等）への取り組みは、関連規程に基づき学内で共有されるとともに、その成果も報告書等として学内で共有されてきている。 ③各種行政会議（審議会・協議会等）の場に、学識経験者として参画する際には、関係規程等に基づき申請・報告するとともに、教員活動報告等により、学内で共有されてきている。 ④学部紀要「都市経営」は、学部の紀要委員会で論文募集や集約等の取り組みがなされてきており、掲載論文は大学リポジトリ等で広く公表されてきている。
取組が教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・水準向上のために効果的に機能を果たせるよう取り組んでいるか	1 教育学部 FCU EDU+では、これまで地域から依頼に応える形で展開してきたが、地域へ発信する取り組みとして、分野・領域の枠を超えて取り組むように試みている。また、事業を推進しやすくするようにロゴマークも作成した。 各種行政会議（学校運営協議会、推進課会議、審議会、協議会等）の場に学識経験者として参画している。また、保育・教育研究会等での指導助言や講演を行うことで、地域と連携している。 第2 都市経営学部 都市経営学部における、研究成果を地域社会に還元する取組により、以下の通り、教育研究の水準の向上のために効果的に機能してきている。 ①教員による学会活動や重点研究へ積極的な参加より得られた成果や、②地方公共団体や民間企業等との共同研究（奨学寄付金、委託研究等）、③各種行政会議（審議会・協議会等）の場に学識経験者として参画すること、の成果は、授業や地域活動等において得

		られた知見を授業や地域活動で紹介することにより、教育研究の水準の向上のために効果的に機能している。 また、④学部規程等に基づき発刊している学部紀要「都市経営」への論文投稿を学部教授会等の場でアナウンスし、雑誌発刊・大学リポジトリでの成果公表により、教育研究の水準の向上のために効果的に機能している。
--	--	---

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	研究成果・研究知見を地域社会に還元する取組は、地域連携センター及び総務課連携担当と随時連携し、適切かつ効率的に運用されている。
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	本学は、地方の比較的小規模な公立大学であるため、研究成果・研究知見を還元する教員数が少ない状況ではあるものの、各教員の尽力により、限られた資源が十分活用されている。
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成する等、水準の向上のために実施している。	見直すことが望ましい。	各教員による研究成果・研究知見の地域社会への還元は、積極的に取り組まれている。一方、各教員が還元に取り組む量にバラツキがあることから、全教員が、それぞれの専門分野で地域社会への還元に取り組むよう、引き続き、尽力していく必要がある。
改善の取組	取組の内容・方法を定期的に見直している。	見直すことが望ましい。	各教員による研究成果・研究知見の地域社会への還元は、各教員による研究活動報告により、毎年把握されているが、この取組が人事評価に十分反映されているとは言い難いため、著しい成果のある教員へのインセンティブ付与などを検討することが望ましい。

(3) 点検評価結果

自己評価	研究成果・研究知見を地域社会に還元する取組は、地域連携センター及び総務課連携担当と随時連携し、適切かつ効率的に運用されている。
優れた点	地方の比較的小規模な公立大学であるため、研究成果・研究知見を還元する教員数が少ない状況ではあるものの、各教員の尽力により、限られた資源が十分活用されている。
改善を要する点	各教員が還元に取り組む量にバラツキがあることから、全教員が、それぞれの専門分野で地域社会への還元に取り組むよう、引き続き、尽力していく必要がある。 著しい成果のある教員へのインセンティブ付与などを検討することが望ましい。
改善に向けた今後の進め方	研究成果・研究知見を地域社会に還元する取組に向け、2025年度より地域交流センター設立等の組織改編等が行われたことを契機として、「知の拠点」として、引き続き、積極的に取り組んでいく必要がある。

(4) 関連資料

学部教授会資料 学部紀要

テーマ No. 9	連携協定校との教育・研究の推進に関する取組
-----------	-----------------------

(1) 取組内容に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	連携協定校の情報については、大学ホームページ等に掲載している。 2024 年度に国際交流センターがオープンし、2025 年度に嘱託職員が配置されたことを契機に、より多くの連携協定校(2026 年 2 月現在、12 か国 19 校)と交流協定を締結し、実質的な取り組みが行われている。 協定校の拡充による「提供チャネルの多様化」は、従来の授業・実習に留まらず、語学・ボランティア等の多様な機会を創出している。こうした選択肢の拡大が学生の潜在的なニーズに合致し、渡航人数の増加につながっている(2026 年 2 月現在の報告によると、渡航人数は、2022 年度 3 人、2023 年度 40 人、2024 年度 72 人となっている)。また、これらの国際交流活動は、「帰国学生による成果報告会」(例:「中日友好大学生訪中団報告会」(2025. 5. 1))、「国際交流合同報告会」(2025. 10. 10))の実施や、「高大連携事業」(例:大学生と高校生との合同報告会)(2025. 5. 17)の実施などにより、大きな教育効果にも波及している。 2025 年は、世界 5 カ国の協定校と連携し、日本語作文スピーチコンテストを実施した。 中国(南京曉荘学院幼児師範学院)、フランス(ソルボンヌ大学 INSPE 教職大学院)、アメリカ(アラスカ大学)の協定校と連携して、保育・教育研修(教育学部)や環境開発実習(都市経営学部)を継続的に行われている。 2024 年度から、大学の教員(教育学部)は、中国(首都師範大学就学前教育学院)、フランス(ソルボンヌ大学 INSPE 教職大学院)の協定校から招聘され、特別講座やゲストティーチャーなど教育研究交流活動も継続的に行われている。
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書等を作成する等、取組が組織的に行われているか	2024 年 10 月に「福山市立大学国際交流センター規程」を施行し、取組については国際交流センターが所管している。 今までの取り組みは、『2025 年度(令和 7 年度)国際交流センター年報』にまとめられ、大学のホームページに公表予定である。
取組が教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・水準向上のために効果的に機能を果たせるよう取り組んでいるか	連携協定校との取組に関して、『国際交流センター年報』としてまとめられ、「学生の潜在的なニーズの把握」や「学生生活の活性化」「教育効果の波及」など、教育研究の水準の向上のために効果的に機能していることが確認されている。

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考(留意点等)
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	2024 年 10 月に「福山市立大学国際交流センター規程」が施行され、国際交流センターがオープンした。2025 年度には嘱託職員が配置され、実施体制が整えられている。
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	「福山市立大学国際交流センター規程」に基づいて、組織的協定校と様々な国際交流活動を実施している。
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成する等、水準の向上のために実施している。	適切である。	国際交流の水準の向上のために『2025 年度(令和 7 年度)国際交流センター年報』Vol. 1 を作成した。
改善の取組	取組の内容・方法を定期的に見直している。	見直すことが望ましい。	国際交流センター運営委員会を開催し、国際交流の内容・方法を定期的に検討している。

(3) 点検評価結果

自己評価	2025 年度から、国際交流センターが稼働し、連携協力校との本格的な国際交流事業が展開できる体制を整えた。
------	---

優れた点	連携協定校が拡充され、多様な国際交流が実現できるようになっている。 国際交流センターが設立され、全学的で組織的な国際交流ができるようになっている。
改善を要する点	様々な連携協定校のニーズに応じて、豊かな国際交流事業が展開できるように、学内の受け入れ体制を一層整備し充実させる必要がある。
改善に向けた今後の進め方	国際交流センターに教育部門を作り、連携協定校との交流を多様化することによって、大学全体の教育研究の水準の向上に寄与していく。

(4) 関連資料

[福山市立大学国際交流センター規程](#)

2025 年度（令和 7 年度）国際交流センター年報 Vol. 1

特色ある教育研究の進展に関するテーマ

特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資しているかの観点から評価します。

評価にあたっては、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していることを確認します。

■様式

テーマ No. 1	
-----------	--

(1) 取組内容に関する点検評価

評価内容	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書等を作成する等、取組が組織的に行われているか	
取組が教育研究の進展のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・教育研究が進展した成果があるか ・学内からの評価はどうか ・学外からの評価はどうか	

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。		
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。		
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書等を作成している。		
改善の取組	取組の内容・方法を定期的に見直している。		

(3) 点検評価結果

自己評価	
優れた点	
進展が望まれる点	
取組の進展に向けた今後の進め方	

(4) 添付書類

--

■自己点検評価の方法

(1) テーマの選定

日頃の活動や自己点検評価を実施する中で明らかとなった本学の特色ある教育研究の取組の中から、自己点検評価を実施する「特色ある教育研究の進展に関するテーマ」を定めます。

(2) 情報収集・現状確認の実施

テーマに関連する組織と連携し、情報収集や現状確認を行います。

収集した情報等は「関連資料」に記載します。

(3) 「取組内容に関する自己点検評価」の記入

適切かつ実質的な活動が行われているかの観点で評価することを目的として、テーマに関連する組織から提供された情報収集や現状確認を踏まえ、取組の実態を明らかにします。

(補足)

- ・テーマに関連する組織が複数ある場合には、組織ごとに評価します。
- ・取組によって教育研究が進展した成果があるかを確認します。
- ・学内外からの評価について確認します。

(4) 「内部質保証に関する点検評価」の記入

単に実施するだけでなく、全学的に取組を不断に改善・向上させる姿勢があるかの観点で評価することを目的として、「取組内容に関する自己点検評価」を踏まえ、PDCA サイクルの現状を明らかにします。

(補足)

- ・大学の理念や取組ができた経緯等に沿っているか確認します。

テーマ No. 1	競争的外部資金獲得に向けた取組
-----------	-----------------

(1) 取組内容に関する点検評価

評価内容	評価の観点	評価
情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか	・情報収集しているか ・経年変化での分析や他大学との比較をしているか ・継続的に取り組んでいるか	競争的外部資金の公募情報について、都度教員へ周知している。 各機関が主催する科学研究費助成事業支援の研修会に事務局職員が参加し、最新状況を把握するなど研究支援者としての知見を得ている。 科学研究費助成事業に申請した教員に審査結果提供の協力を依頼し、収集した情報に基づいて支援のあり方検討を行っている。
取組が組織的に行われているか	・取組の目的を明らかにしているか ・規定や要綱等を定めているか ・実施する組織が明確であるか ・実施の手続きが明確であるか ・自己点検評価し、報告書を作成する等、取組が組織的に行われているか	学長はそのリーダーシップのもと、全学教職員集会等で外部資金獲得状況や科学研究費助成事業申請のための支援策について説明を行い、全学的に外部資金獲得による研究推進に取り組んでいる。 研究推進会議で科学研究費補助金獲得支援に関する取り組みについて審議し、決定している。 効果的な科学研究費助成事業申請書類の作成に詳しい外部講師を招聘し、申請書類点検等の個別支援を行っている。 科学研究費助成事業の応募書類作成の参考として、科学研究費補助金獲得者の申請書類を閲覧できるようにしている。
取組が教育研究の進展のために効果的に機能しているか	・点検評価を踏まえて、改善に取り組んでいるか ・教育研究が進展した成果があるか ・学内からの評価はどうか ・学外からの評価はどうか	科学研究費助成事業申請率は 50～62%であり、対象教員の約半数が申請している。2024 年度の採択率は 38%と高かったが、2025 年度は 11%と低い採択率に留まった。 採択率の低い 2025 年度においても、応募書類点検の支援を受けた申請が採択されており、支援策の有効性が伺える。 科学研究費助成事業以外の外部資金件数は各年度 10 件前後であり、その総額は各年度 1000 万円以上となっている。

(2) 内部質保証に関する点検評価

評価項目	評価の観点	評価結果	備考（留意点等）
システム構築・規定	テーマに関して、規程、体制、手続き等を定めている。	適切である。	競争的外部資金の獲得件数向上のため、学長のリーダーシップのもと、研究推進会議において取り組み内容を審議し、全学をあげた取組として各学部にも周知している。
取組整備・実施	テーマに沿って適切に実施している。	適切である。	事務局職員は科学研究費助成事業の最新の動向を把握し、研究支援ができるよう各種研修会に積極的に参加している。 科学研究費助成事業採択率向上のため、外部講師による申請書類の個別点検を実施するとともに、科学研究費補助金獲得者の申請書類を閲覧できるようにしている。 2024 年度に「公立大学法人福山市立大学科学研究費獲得に対するインセンティブ配分要領」を制定し、科学研究費補助金獲得教員に対するインセンティブ配分を行い、研究意欲向上を図っている。
自己点検評価	テーマに対して自己点検評価し、報告書を作成している。	適切である。	科学研究費助成事業の審査結果や今年度の取り組み内容は研究推進会議や部局長会議において共有し、今後の支援のあり方に向けた検討ができる準備を整えている。 審査結果の提供を依頼し、不採択となった教員に対しては、外部講師による分析を通して次の申請に向けた改善を図るようにしている。 科学研究費助成事業採択率を向上させるため、より多くの申請者が外部講師による申請書類点検等支援を利用する環境づくりに取り組む必要がある。
改善の取組	取組の内容・方法を定期的に見直している。	適切である。	科学研究費助成事業申請を促すため、全学教職員集会や教授会だけでなく、定期的に科学研究費助成事業申請に関する情報提供を行い、申請への意識を醸成させる必要がある。 科学研究費助成事業採択率向上を図るため、外部講師による小グループでの科学研究費助成事業申請研修会を実施し応募申請書類点検の被支援者を増やすとともに、早期からの支援開始等のより効果的な支援策を整備し実施する。 基盤研究(B)等、大規模な研究費の研究課題が採択できるよう支援を検討する必要がある。

(3) 点検評価結果

自己評価	科学研究費助成事業申請率は 50～62%であった。科研費申請を促す継続した取り組みが必要である。 2024 年度の科学研究費助成事業採択率は 38%と高かったものの、2025 年度は 11%に留まったことから、より効果的な採択率向上の取り組みが必要である。
優れた点	学研究費助成事業申請率は 50%以上であり、対象教員の半数以上が申請を行った。 2025 年度の科学研究費助成事業採択率は低かったものの、2024 年度は全国平均と比べて高い採択率となった。 科学研究費助成事業以外の外部資金総額は两年度とも 1000 万円以上であった。
進展が望まれる点	科学研究費助成事業申請を促す取組や科学研究費助成事業採択率を向上させる効果的な支援策の実施が必要である。
取組の進展に向けた今後の進め方	全学教職員集会や各学部教授会等に加え、定期的に科学研究費助成事業申請に関する情報提供を行うことで、申請への意識を醸成させ、申請率向上に努める。 外部講師による小グループでの科学研究費助成事業申請研修会を実施して応募申請書類点検の被支援者を増やす。 外部講師による応募書類点検などの科学研究費獲得支援メニューを早期から実施し、科学研究費助成事業申請書類の改善を図り、その採用可能性を向上させる。

(4) 添付書類

--

福山市立大学

自己点検評価に関する共通基礎データ

■当該資料についての注意事項

- ①当該資料のデータは、指定のないものは原則として2026年5月1日現在のものとし、年度の指定があるものは原則として該当年度の5月1日のものとする。
- ②説明が必要な内容については、備考欄に記載している。
- ③各表に該当しない欄や該当しない表がある場合には、「－」（ハイフン）を記入している。

1 大学の概要（理念・目的含む）

■大学の名称

福山市立大学

■学校本部の所在地

広島県福山市港町二丁目 19 番 1 号

■福山市立大学の使命

急速に変化する社会にあって、大学の使命は、絶えざる知的創造活動を通して社会の持続的な発展を支える人材を育成し、時代の要請に応える新しい学問を創造していくことにある。福山市立大学は、次の 3 点を大学の使命とする。

（１）知の伝達

福山市の公立大学として、持続可能な地域社会の発展に寄与する人材を育成すること。

（２）知の創造

社会の課題解決に向けて、地域社会と連携した実践的で学際的な学術研究を推進し、新しい学問を創出すること。

（３）知の発信

地域に開かれた教育研究拠点として、地域の文化の向上に貢献するとともに、国際化時代に相応しい地域社会の実現に貢献すること。

■福山市立大学の教育研究の理念

福山市立大学は、大学の使命を達成していくため、次の理念のもとに教育研究を推進していく。

（１）持続可能な社会の発展を担う人材の育成：幅広い視野や豊かな人間性を涵養する中で、環境との調和、他者との共生を基本とした持続可能な社会の発展の実現に向けて、自ら課題を発見し、創造的に解決することができる人材を養成する。

（２）学際的な教育研究による新しい学問の創造：個別の専門領域だけで対応することが困難な現代社会の諸課題に対して、学際的な教育研究を進め、専門分野の融合による新しい「知」の創出をめざす。

（３）開かれた教育研究拠点としての地域社会への貢献：公立大学の利点を生かし、地域の保育所、学校、施設等と連携し、地域に根ざした実践的な教育研究を進め、地域の教育力の向上をめざす。

また、産業界や行政機関等との連携を進め、「福山市のシンクタンク」機能を担うとともに、地域住民に生涯学習等の機会を提供し、地域の文化の向上に寄与する。

■福山市立大学の人材育成の目標

福山市立大学は、大学の使命と教育研究の理念に基づき、持続可能な地域社会の発展に寄与する人材を育成することを目標としている。具体的には、社会人として必要な次のような資質・能力をもった人材を育成する。

（１）幅広い視野と豊かな人間性を備えた人材：グローバルな視野、多元的な視点でものごとを捉える力、高いコミュニケーション力とともに豊かな人間性を備えた人材を育成する。

（２）構想力や創造力を備えた人材：複合的・総合的な視野に立って専門性を深め、新しい時代に求められる価値観を構想し創造する力を備えた人材を育成する。

（３）実践力を備えた人材：課題の解決に向けて、多様な他者と協働してプロジェクトに取り組み、主体的かつ継続的に実行する実践力を備えた人材を育成する。

■沿革

(1) 開学に至るまで

2004 年(平成 16 年)	11 月	福山市が高等教育機関在り方検討会を設置
2006 年(平成 18 年)	2 月	高等教育機関在り方検討会が中間報告
	4 月	福山市が大学設置準備室を設置
2007 年(平成 19 年)	2 月	高等教育機関在り方検討会が最終報告
	5 月	福山市が大学設置基本構想検討委員会を設置
	10 月	大学設置基本構想委員会が「大学設置基本構想について」を答申
	12 月	福山市が「福山市大学設置基本構想」を策定
2008 年(平成 20 年)	5 月	福山市が大学設置準備委員会を設置
2009 年(平成 21 年)	9 月	福山市が新大学の名称を「福山市立大学」に決定
	11 月	福山市立大学港町キャンパス建設工事着工
2010 年(平成 22 年)	3 月	福山市が福山市立大学の設置認可申請を文部科学省に提出
	10 月	文部科学省が福山市立大学の設置を認可
2011 年(平成 23 年)	3 月	福山市立大学港町キャンパス竣工

(2) 開学後の経過

2011 年(平成 23 年)	4 月	福山市立大学が開学 学部第 1 期生が入学
2012 年(平成 24 年)	3 月	福山市立大学の前身の福山市立女子短期大学が閉学
	4 月	福山市立女子短期大学跡地に福山市立大学北本庄キャンパスを開設
2014 年(平成 26 年)	5 月	福山市が福山市立大学大学院の設置認可申請を文部科学省に提出
	12 月	文部科学省が福山市立大学大学院の設置を認可
2015 年(平成 27 年)	3 月	学部第 1 期生が卒業
	4 月	大学院を設置 大学院修士課程第 1 期生が入学
2017 年(平成 29 年)	3 月	大学院修士課程第 1 期生が修了
2018 年(平成 30 年)	3 月	福山市立大学附属幼稚園が閉園
	4 月	福山市立大学附属こども園が開園
2021 年(令和 3 年)	4 月	公立大学法人に移行



2 教育研究組織

■教育研究組織

(1) 学士課程

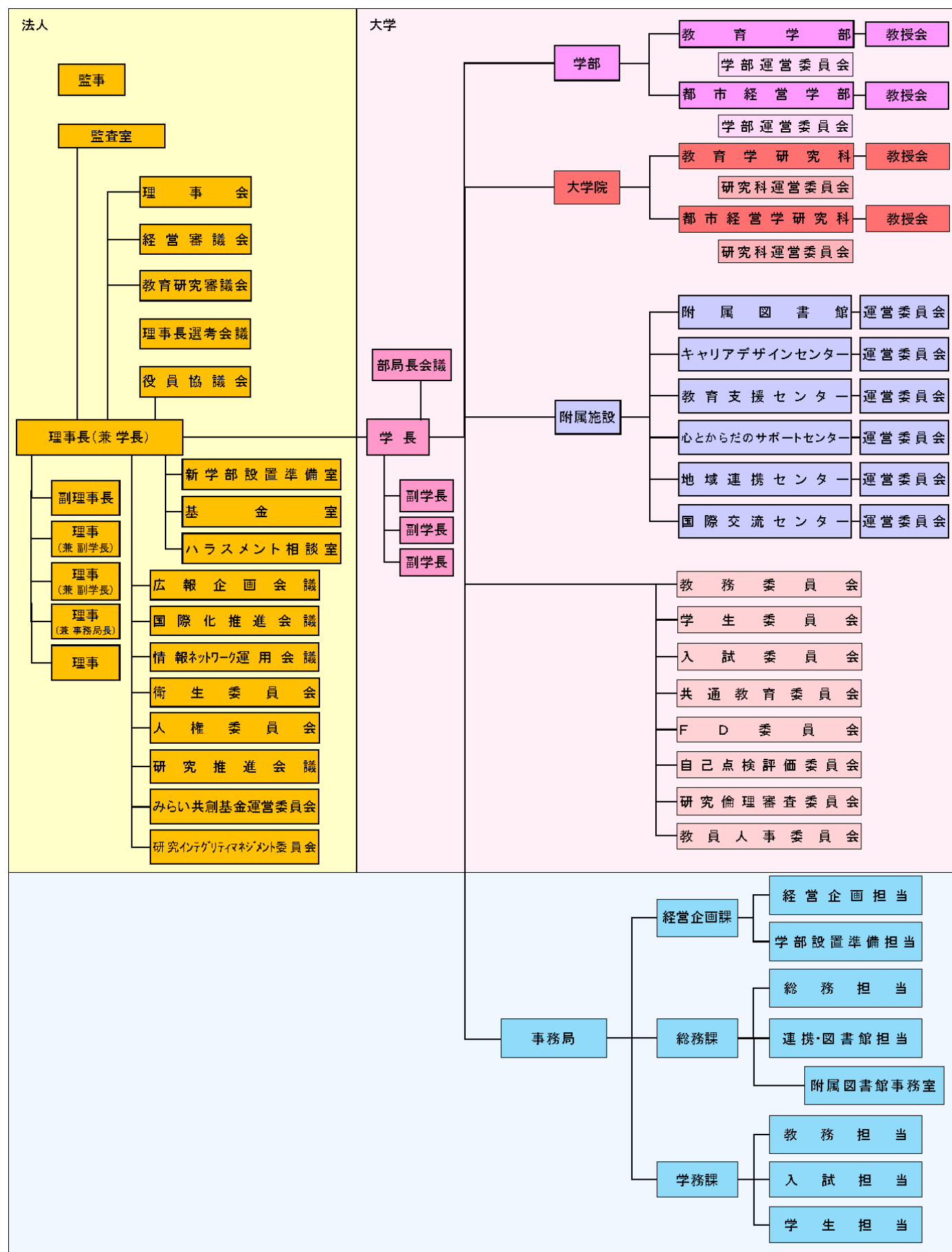
学部・学科の名称	開設年月日	所在地
教育学部 児童教育学科	2011 年 4 月 1 日	広島県福山市港町二丁目 1 9 番 1 号 広島県福山市東川口町一丁目 1 番 3 3 号
都市経営学部 都市経営学科	2011 年 4 月 1 日	

(2) 大学院課程

学部・学科の名称	開設年月日	所在地
教育学研究科 児童教育学専攻	2015 年 4 月 1 日	広島県福山市港町二丁目 1 9 番 1 号 広島県福山市東川口町一丁目 1 番 3 3 号
都市経営学研究科 都市経営学専攻	2015 年 4 月 1 日	

3 教員・教育組織、事務組織

■大学組織図



■教員・教育組織

(1) 2026 年度 学士課程

学部・学科等の名称	専 任 教 員										助手	専任教員以外の 教員 (助手を除く)	備 考
	教授	准教授	講師	助教	計	専ら当該学部等の 教育研究に従事する 教員（a-b）	基準数	うち教授数	大学設置基準別表 第一イ及び別表第二 に定める基幹教員数 の四分の三の数の三				
教育学部児童教育学科 計	13人	10人	4人	0人	27人	—	10人	5人	—	0人	0人	※対応する「教員の実数」と 「基準数」のセルは同じ色 で示しています。	
a. 児童教育学科	13人	10人	4人	0人	27人		—	—		—	—		
小計	13人	10人	4人	0人	27人	27人	—	—	8人	—	—		
都市経営学部都市経営学科 計	15人	11人	0人	1人	27人	—	14人	7人	—	0人	0人		
a. 都市経営学科	15人	11人	0人	1人	27人		—	—		—	—		
小計	15人	11人	0人	1人	27人	27人	—	—	11人	—	—		
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	15人	8人	12人	—	—		
計	28人	21人	4人	1人	54人	54人	39人	20人	31人	0人	0人		

(2) 2026 年度 大学院課程

研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員								助手	非常勤教員
	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計		
教育学研究科児童教育学専攻	19人	13人	8人	27人	3人	2人	3人	6人	0人	0人
計	19人	13人	8人	27人	3人	2人	3人	6人	0人	0人
研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員								助手	非常勤教員
	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計		
都市経営学研究科都市経営学専攻	15人	12人	3人	18人	5人	4人	4人	9人	0人	0人
計	15人	12人	3人	18人	5人	4人	4人	9人	0人	0人

■事務系・技術系職員（人）

部署等	専任職員	嘱託職員	合計
事務局長	1	—	1
経営企画課	12	3	15
総務課	9	6	15
学務課	14	4	18
附属図書館	2	5	7
キャリアデザインセンター	0	3	3
心とからだのサポートセンター	0	1	1
合計	38	22	60

4 学生の受入れ

■学生数

(1) 2023 年度

・学部（人）

学部	コース	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	
教育学部	教育コース	25	29	11	41	18	36	14	36	210
	保育コース	0	50	1	51	2	51	2	49	206
都市経営学部		89	79	78	80	83	78	96	74	657
合計		114	158	90	172	103	165	112	159	1,073

・大学院（人）

研究科（修士課程）	1 年次		2 年次		合計
	男	女	男	女	
教育学研究科	1	2	3	3	9
都市経営学研究科	0	0	0	2	2
合計	1	2	3	5	11

(2) 2024 年度

・学部（人）

学部	コース	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	
教育学部	教育コース	12	40	25	29	11	41	19	36	213
	保育コース	7	46	0	50	1	51	3	51	209
都市経営学部		77	76	88	79	77	80	103	78	658
合計		96	162	113	158	89	172	125	165	1,080

・大学院（人）

研究科（修士課程）	1 年次		2 年次		合計
	男	女	男	女	
教育学研究科	1	1	2	3	7
都市経営学研究科	0	0	0	1	1
合計	1	1	2	4	8

(3) 2025 年度

・学部（人）

学部	コース	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	
教育学部	教育コース	21	32	12	40	25	28	12	43	213
	保育コース	1	51	6	46	0	49	0	53	206
都市経営学部		79	80	77	76	88	78	97	86	661
合計		101	163	95	162	113	155	109	182	1,080

・大学院（人）

研究科（修士課程）	1 年次		2 年次		合計
	男	女	男	女	
教育学研究科	0	2	2	2	6
都市経営学研究科	2	0	0	0	2
合計	2	2	2	2	8

（４）2026 年度

・学部（人）

学部	コース	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	
教育学部	教育コース	15	37	21	32	12	40	25	29	211
	保育コース	2	54	1	51	6	46	0	49	209
都市経営学部		74	86	79	79	76	75	107	81	657
合計		91	177	101	162	94	161	132	159	1,077

・大学院（人）

研究科（修士課程）	1 年次		2 年次		合計
	男	女	男	女	
教育学研究科	0	4	0	3	7
都市経営学研究科	1	2	2	0	5
合計	1	6	2	3	12

■入学試験実施状況

（１）2023 年度

・学部入試（人）

選抜区分	学部・コース		募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者	入学者出身地の内訳		
								県内		県外
								市内	市外	
一般選抜 （前期）	教育学部	教育コース	35	118	105	41	37	2	6	29
		保育コース	35	61	57	40	39	7	8	24
	都市経営学部		105	265	248	139	129	38	17	74
小計			175	444	410	220	205	47	31	127
一般選抜 （後期）	教育学部	教育コース	10	338	94	13	11	2	1	8
		保育コース	10	87	19	10	6	1	1	4
	都市経営学部		30	290	89	30	25	5	9	11
小計			50	715	202	53	42	8	11	23
学校推薦 型選抜	教育学部	教育コース	5	25	25	6	6	0	2	4
		保育コース	5	41	41	5	5	0	1	4
	都市経営学部		15	72	71	15	15	1	3	11
小計			25	138	137	26	26	1	6	19
社会人	教育学部	教育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0

入試		保育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
	都市経営学部		若干名	1	1	1	0	0	0	0
小計			-	1	1	1	0	0	0	0
私費外国 人留学生 選抜	教育学部	教育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
		保育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
	都市経営学部		若干名	1	1	1	1	0	0	1
小計			-	1	1	1	1	0	0	1
合計			250	1,299	751	301	274	56	48	170

・大学院入試（人）

研究科	専攻	選抜区分	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者
教育学研究科 （修士課程）	児童教育学専攻	一般選抜	8	2	2	2	1
		社会人特別選抜	若干名	2	2	2	2
小計			8	4	4	4	3
都市経営学研究科 （修士課程）	都市経営学専攻	一般選抜	8	0	0	0	0
		社会人特別選抜	若干名	0	0	0	0
小計			8	0	0	0	0
合計			16	4	4	4	3

（２）2024 年度

・学部入試（人）

選抜区分	学部・コース		募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者	入学者出身地の内訳		
								県内		県外
								市内	市外	
一般選抜 （前期）	教育学部	教育コース	35	85	77	41	32	4	7	21
		保育コース	35	77	76	37	31	1	12	18
	都市経営学部		105	285	269	125	113	38	22	53
小計			175	447	422	203	176	43	41	92
一般選抜 （後期）	教育学部	教育コース	10	153	39	16	15	2	5	8
		保育コース	10	128	47	18	16	3	3	10
	都市経営学部		30	362	133	37	25	10	4	11
小計			50	643	219	71	56	15	12	29
学校推薦 型選抜	教育学部	教育コース	5	17	17	5	5	3	1	1
		保育コース	5	35	35	6	6	1	2	3
	都市経営学部		15	62	62	15	15	3	2	10
小計			25	114	114	26	26	7	5	14
社会人 入試	教育学部	教育コース	若干名	1	1	1	0	0	0	0
		保育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
	都市経営学部		若干名	1	1	0	0	0	0	0
小計			-	2	2	1	0	0	0	0
私費外国 人留学生 選抜	教育学部	教育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
		保育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0

	都市経営学部	若干名	0	0	0	0	0	0	0
小計		-	0	0	0	0	0	0	0
合計		250	1,206	757	301	258	65	58	135

・大学院入試（人）

研究科	専攻	選抜区分	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者
教育学研究科 （修士課程）	児童教育学専攻	一般選抜	8	1	1	0	0
		社会人特別選抜	若干名	2	2	2	2
小計			8	3	3	2	2
都市経営学研究科 （修士課程）	都市経営学専攻	一般選抜	8	1	1	1	0
		社会人特別選抜	若干名	0	0	0	0
小計			8	1	1	1	0
合計			16	4	4	3	2

（３）2025 年度

・学部入試（人）

選抜区分	学部・コース		募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者	入学者出身地の内訳		
								県内		県外
								市内	市外	
一般選抜 （前期）	教育学部	教育コース	35	155	140	42	38	8	9	21
		保育コース	35	83	78	40	34	4	6	24
	都市経営学部		105	296	282	127	119	34	23	62
小計			175	534	500	209	191	46	38	107
一般選抜 （後期）	教育学部	教育コース	5	229	85	5	4	0	3	1
		保育コース	5	140	47	10	8	0	2	6
	都市経営学部		30	494	179	30	25	6	3	16
小計			40	863	311	45	37	6	8	23
学校推薦 型選抜	教育学部	教育コース	10	31	30	11	11	4	1	6
		保育コース	10	47	47	10	10	5	2	3
	都市経営学部		15	91	91	15	15	6	1	8
小計			35	169	168	36	36	15	4	17
社会人 入試	教育学部	教育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
		保育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
	都市経営学部		若干名	0	0	0	0	0	0	0
小計			-	0	0	0	0	0	0	0
私費外国 人留学生 選抜	教育学部	教育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
		保育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
	都市経営学部		若干名	1	1	0	0	0	0	0
小計			-	1	1	0	0	0	0	0
合計			250	1,567	980	290	264	67	50	147

・大学院入試（人）

研究科	専攻	選抜区分	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者
教育学研究科 （修士課程）	児童教育学専攻	一般選抜	8	4	4	4	2
		社会人特別選抜	若干名	0	0	0	0
小計			8	4	4	4	2
都市経営学研究科 （修士課程）	都市経営学専攻	一般選抜	8	1	1	1	0
		社会人特別選抜	若干名	2	2	2	2
小計			8	3	3	3	2
合計			16	7	7	7	4

（４）2026 年度

・学部入試（人）

選抜区分	学部・コース		募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者	入学者出身地の内訳		
								県内		県外
								市内	市外	
一般選抜 （前期）	教育学部	教育コース	35	106	90	43	38	6	9	23
		保育コース	35	81	78	42	41	6	10	25
	都市経営学部		105	227	220	120	113	32	12	69
小計			175	414	388	205	192	44	31	117
一般選抜 （後期）	教育学部	教育コース	5	162	48	5	3	0	3	0
		保育コース	5	141	41	5	5	0	1	4
	都市経営学部		30	296	90	39	32	4	4	24
小計			40	599	179	49	40	4	8	28
学校推薦 型選抜	教育学部	教育コース	10	37	37	10	10	3	3	4
		保育コース	10	51	51	10	10	3	2	5
	都市経営学部		15	93	93	15	15	4	2	9
小計			35	181	181	35	35	10	7	18
社会人 入試	教育学部	教育コース	若干名	1	1	1	1	0	0	1
		保育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
	都市経営学部		若干名	0	0	0	0	0	0	0
小計			－	1	1	1	1	0	0	1
私費外国 人留学生 選抜	教育学部	教育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
		保育コース	若干名	0	0	0	0	0	0	0
	都市経営学部		若干名	1	1	0	0	0	0	0
小計			－	1	1	0	0	0	0	0
合計			250	1,196	750	290	268	58	46	164

・大学院入試（人）

研究科	専攻	選抜区分	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者
教育学研究科 （修士課程）	児童教育学専攻	一般選抜	8	6	6	3	2
		社会人特別選抜	若干名	3	3	2	2
		1年制プログラム	若干名	0	0	0	0

小計			8	9	9	5	4
都市経営学研究科 （修士課程）	都市経営学専攻	一般選抜	8	2	1	1	1
		社会人特別選抜	若干名	2	2	2	2
小計			8	4	3	3	3
合計			16	13	12	8	7

5 学生支援

■卒業生の就職状況

(1) 2023 年度

・2022 年度（令和 4 年度）卒業生（人）

学部・コース		卒業者数 修了者数	就職 希望者数	就職者数	就職地域			進学 その他
					市内	市外県内	県外	
教育学部	教育コース	52	47	47	10	11	26	5
	保育コース	50	47	47	12	7	28	3
都市経営学部		150	140	139	32	19	88	10
教育学研究科		4	1	1	1	0	0	3
都市経営学研究科		2	1	0	0	0	0	1
合計		258	236	234	55	37	142	22

・就職先内訳（人）

学部・コース		小学校	幼稚園	特別支援 学校	児童・障 害者福祉 施設	保育所	認定 こども園	公務員	企業等
教育学部	教育コース	32	0	2	1	0	0	1	11
	保育コース	0	4	0	4	29	8	0	2
都市経営学部		0	0	0	0	0	0	28	111
教育学研究科		0	0	0	0	0	0	1	0
都市経営学研究科		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		32	4	2	5	29	8	30	124

(2) 2024 年度

・2023 年度（令和 5 年度）卒業生（人）

学部・コース		卒業者数 修了者数	就職 希望者数	就職者数	就職地域			進学 その他
					市内	市外県内	県外	
教育学部	教育コース	48	47	47	21	8	18	1
	保育コース	50	48	48	6	10	32	2
都市経営学部		143	133	132	27	20	85	10
教育学研究科		4	2	2	1	1	0	2
都市経営学研究科		1	1	1	1	0	0	0
合計		246	231	230	56	39	135	15

・就職先内訳（人）

学部・コース		小学校	幼稚園	特別支援 学校	児童・障 害者福祉 施設	保育所	認定 こども園	公務員	企業等
教育学部	教育コース	37	0	4	1	0	0	2	3
	保育コース	0	4	0	3	18	13	4	6
都市経営学部		0	0	0	0	0	0	16	116
教育学研究科		1	0	0	1	0	0	0	0
都市経営学研究科		0	0	0	0	0	0	1	0

合計	38	4	4	5	18	13	23	125
----	----	---	---	---	----	----	----	-----

(3) 2025 年度

・ 2024 年度（令和 6 年度）卒業生（人）

学部・コース		卒業生数 修了者数	就職 希望者数	就職者数	就職地域			進学 その他
					市内	市外県内	県外	
教育学部	教育コース	52	47	47	16	3	28	5
	保育コース	51	49	49	8	15	26	2
都市経営学部		148	140	139	24	22	93	8
教育学研究科		3	1	1	0	0	1	2
都市経営学研究科		1	0	0	0	0	0	1
合計		255	237	236	48	40	148	18

・ 就職先内訳（人）

学部・コース		小学校	幼稚園	特別支援 学校	児童・障 害者福祉 施設	保育所	認定 こども園	公務員	企業等
教育学部	教育コース	35	0	2	0	0	0	2	8
	保育コース	0	6	0	4	19	13	1	6
都市経営学部		0	0	0	0	0	0	21	118
教育学研究科		0	0	0	0	0	0	0	1
都市経営学研究科		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		35	6	2	4	19	13	24	133

(4) 2026 年度

・ 2025 年度（令和 7 年度）卒業生（人）

学部・コース		卒業生数 修了者数	就職 希望者数	就職者数	就職地域			進学 その他
					市内	市外県内	県外	
教育学部	教育コース	53	53	53	11	15	27	0
	保育コース	52	48	48	9	9	30	4
都市経営学部		155	147	146	25	20	101	8
教育学研究科		3	0	0	0	0	0	3
都市経営学研究科		0	0	0	0	0	0	0
合計		263	248	247	45	44	158	15

・ 就職先内訳（人）

学部・コース		小学校	幼稚園	特別支援 学校	児童・障 害者福祉 施設	保育所	認定 こども園	公務員	企業等
教育学部	教育コース	40	1	3	0	0	0	3	6
	保育コース	0	0	0	3	25	11	3	6
都市経営学部		0	0	0	0	0	0	15	131
教育学研究科		0	0	0	0	0	0	0	0
都市経営学研究科		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		40	1	3	3	25	11	21	143

■資格・免許の取得状況

(1) 2023 年度

・2022 年度（令和 4 年度）卒業生（延人数）

学部・コース		小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	特別支援学校教諭 一種免許状	保育士	二級建築士 木造建築士 試験受験資格
教育学部	教育コース	48	7	13	—	—
	保育コース	—	50	—	50	—
都市経営学部		—	—	—	—	15
合計		48	57	13	50	15

(2) 2024 年度

・2023 年度（令和 5 年度）卒業生（延人数）

学部・コース		小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	特別支援学校教諭 一種免許状	保育士	二級建築士 木造建築士 試験受験資格
教育学部	教育コース	47	18	18	—	—
	保育コース	—	45	—	49	—
都市経営学部		—	—	—	—	15
合計		47	63	18	49	15

(3) 2025 年度

・2024 年度（令和 6 年度）卒業生（延人数）

学部・コース		小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	特別支援学校教諭 一種免許状	保育士資格	二級建築士 木造建築士 試験受験資格
教育学部	教育コース	49	9	12	—	—
	保育コース	—	48	—	50	—
都市経営学部		—	—	—	—	22
合計		49	57	12	50	22

(4) 2026 年度

・2025 年度（令和 7 年度）卒業生（延人数）

学部・コース		小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	特別支援学校教諭 一種免許状	保育士資格	二級建築士 木造建築士 試験受験資格
教育学部	教育コース	53	14	20	—	—
	保育コース	—	48	—	51	—
都市経営学部		—	—	—	—	27
合計		53	62	20	51	27

■奨学金の受給状況

独立行政法人日本学生支援機構奨学生（延人数）

区分			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
学部	貸与	第 1 種(無利子)	279	264	254
		第 2 種(有利子)	176	189	186
	給付		112	131	297

合計	567	584	737
----	-----	-----	-----

6 教育研究環境

■施設・設備等

(1) 校地面積 (㎡)

区分	全体の校地面積 【A】	大学設置基準上の 校地面積不算入面積 【B】	大学設置基準上の 校地面積 【A-B】
管理棟・研究棟	12,808.00	1,852.00	10,956.00
東側駐車場	2,827.95	2,827.95	0.00
三角地（看板）	48.12	48.12	0.00
小松安弘記念館	3,519.29	550.32	2,968.97
合計	19,203.36	5,278.39	13,924.97
設置基準上の基準面積	—	—	10,000.00

(2) 校舎面積 (㎡)

区分	基準面積	大学全体（港町キャンパス）
校舎面積	7,877.33	11,826.10
校舎面積以外	—	2465.56
運動場	—	444.94

【注】(1) 及び (2) については、大学設置基準上の面積

■附属施設

(1) 附属図書館 UNIVERSITY LIBRARY

・蔵書数

和書（冊）	洋書（冊）	和雑誌（タイトル）	洋雑誌（タイトル）	視聴覚資料（点）
169,943	18,912	259	46	3,522
合計 192,682				

【注】和書及び洋書には電子書籍含、雑誌は講読誌数

・サービス利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開館日数（日）	273	275	275
入館者数（人）	23,148	25,143	25,993
貸出冊数（冊）	12,079	12,359	12,085
教職員	2,435	2,053	2,496
学 生	9,322	9,517	8,979
一 般	322	789	610

【注】貸出冊数は図書＋視聴覚資料

(2) キャリアデザインセンター CAREER DESIGN CENTER

○就職情報の収集 ○就職ガイダンスの企画 ○就職活動の支援 ○インターンシップの実施

(3) 教育支援センター EDUCATIONAL PRACTICE AND STUDENT SUPPORT CENTER

○教育実習及び保育実習に関する指導・支援 ○その他現場体験に関する指導・支援

○地域や現職教員・保育士の相談受付・支援

(4) 心とからだのサポートセンター HEALTH SUPPORT CENTER

○学生の健康相談 ○学生の健康診断 ○けが等の応急処置 ○心の相談 ○障害のある学生への学修支援

(5) 地域連携センター REGIONAL COLLABORATION CENTER

○地域連携 ○産学官金連携 ○公開講座等の生涯学習事業 ○受託研究及び共同研究 ○学生の地域活動支援

○地域連携の広報

(6) 国際交流センター INTERNATIONAL CENTER

○学生の海外留学支援 ○留学生の派遣及び受け入れ ○留学生の修学支援

○海外大学等との学術交流及び学生交流

7 社会連携・社会貢献

■公開講座・ワークショップ

令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
講座数	参加者数	講座数	参加者数	講座数	参加者数
10 講座	478 人	7 講座	323 人	9 講座	377 人

◆多文化共生

多文化共生連続ワークショップ（全 2 回 参加者 34 人）

■高大連携事業

高校と大学が総合的な学習の時間を推進するため、地域探究の手法など指導助言を行う。

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
7 校	7 校	9 校

■学生の学びを通じた地域活動（主なもの）

教員の指導のもと、「キャンパスは街、学ぶのは未来」のキャッチフレーズを実践する。

事業名	内容等
福山駅前等歩道空間社会実験 OPEN STREET FUKUYAMA	中心市街地の活性化を目的とした歩道空間の活用による人の動きや流れを調査・研究。
福山シティフットボールクラブとの 連携事業	「活力ある地域社会及び学生の未来創造に寄与すること」を目的として 2021 年度に包括連携協定を締結。
福山市立大学アイデアピッチ	学生・大学院生の研究活動、ビジネス・アイデア、企業とタイアップした新事業、社会貢献活動、学生イベントなどを紹介。
学生ばらのまち推進委員会	世界バラ会議福山大会 2025 での啓発活動、市と連携した学内のバラ花壇の整備。
就活応援ラジオ	就活生が地元企業の人事担当にインタビューする 1 か月のラジオプログラム（FM ふくやま）に出演。
お手福プロジェクト	地元企業とバラの香りのする紙おしぼりを開発。学生がネーミング、パッケージデザイン、香りの強度決めに関わる。
福香る ばらうどんプロジェクト	「お手福プロジェクト」に続く第 2 弾として、バラうどん開発に参加。商品の名称やパッケージのデザイン選定に関わる。
「押し天。」プロジェクト	産学連携商品の第 3 弾「押し天。」が完成。家族で楽しめるおつまみスナックの詰め合わせで、組み合わせや商品の名称、パッケージデザインの選定に関わる。
UTSUMI FISHERMANS Fest	内海町のクレセントビーチで開催される「UTSUMI FISHERMANS Fest」に企画運営で参加。

■国際交流

（1）国際交流協定校

国名又は地域	大学名	国名又は地域	大学名
アメリカ	アラスカ大学フェアバンクス校	フランス	クレルモン・オーヴェルニュ大学
フランス	パリ・エスト・クレティユ大学	インドネシア	ダルマ・プルサダ大学
中国	南京曉荘学院	リトアニア	ヴィータウタス・マグナス大学
中国	西南大学	中国	長春大学
アメリカ	ソノマ州立大学	クロアチア	ザグレブ大学教員教育学部
タイ	ランシット大学	ベトナム	ハノイ工科大学
マレーシア	マレーシアイスラム科学大学	モンゴル	新モンゴル日馬富士学園

フランス	ソルボンヌ大学教職大学院	韓国	延世大学統一研究院
中国	首都師範大学	カナダ	ケベック大学・モントリオール校
ベトナム	ベトナム国家大学ホーチミン市人文・社会科学大学	リトアニア	カウナス工科大学

(2) 留学生の在学状況 (人)

国名又は地域	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中国	3	2	2	4
韓国	1	1	1	1

(3) 学生の海外渡航状況 (延人数)

渡航目的	渡航先	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
授業(環境開発実習)	アメリカ	0	13	13	9
授業(海外語学研修)	マレーシア、オーストラリア ほか	0	0	13	16
サークル活動	インドネシアほか	0	9	0	7
協定大学訪問	中国、フランス ほか	0	4	12	3
語学研修・ボランティア等	韓国、東南アジア ほか	3	14	34	32
合計		3	40	72	67

(4) 教員の海外渡航状況 (延人数)

令和5年度	令和6年度	令和7年度
45	44	47

8 管理運営・財務

■科学研究費助成事業

研究費目	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
基盤研究（A）	3	4,355,000	4	3,588,000	4	1,560,000
基盤研究（B）	12	4,873,200	8	3,230,000	6	2,860,000
基盤研究（C）	30	15,769,000	21	14,555,160	24	16,657,662
挑戦的萌芽研究	1	260,000	1	780,000	1	520,000
若手研究	2	2,860,000	4	4,550,000	5	4,810,000
研究活動スタート支援	1	780,000	1	1,430,000	1	1,170,000
研究成果公開促進費 （学術図書）	0	0	0	0	2	2,600,000
合計	49	28,897,200	39	28,133,160	43	30,177,662

【注】金額は間接経費を含む

■その他の外部資金等

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
共同研究	2	2,341,600	1	1,132,300	1	1,131,000
受託研究	1	992,844	2	2,000,000	0	0
奨学寄附金	5	4,180,000	6	7,880,000	3	930,000
補助金（研究）	2	785,423	2	900,000	3	650,000
合計	10	8,299,867	11	11,912,300	7	2,711,000

【注】金額は間接経費を含む